

総務常任委員会

開催日	令和7年3月12日
時間	午前9時30分～午後4時3分
場所	仮設議事堂（清須市五条川防災センター）
出席議員	伊藤嘉起、土本千亜紀、天野武藏、高橋哲生、岡山克彦 松川秀康、浅妻奈々子
欠席議員	なし
出席理事者	永田市長 葛谷副市長 河口企画部長 岩田総務部長 飯田危機管理部長 三輪会計管理者 吉田監査委員事務局長 林企画部次長兼企画政策課長 檜本総務部次長兼総務課長 辻総務部次長兼収納課長 舟橋危機管理部次長兼危機管理課長 岡田人事秘書課長 沢田企業誘致課長 服部財政課長 所財産管理課長 酒井税務課長 平野会計課長 木全監査課長 渡邊人事秘書課課長補佐 神野企画政策課課長補佐 山口企画政策課課長補佐 三宅企業誘致課課長補佐 杉原総務課課長補佐 石黒総務課課長補佐 石附財政課課長補佐 清水財政課課長補佐 山下財産管理課課長補佐 犬飼税務課課長補佐 川村税務課課長補佐 高山収納課課長補佐 炭竈危機管理課長補佐 石黒会計課課長補佐 近藤監査課課長補佐 秋山企画政策課副主幹 横幕人事秘書課係長 渡邊人事秘書課係長 山内企画政策課係長 小出財産管理課係長 岩田企画政策課主任主査 渡邊総務課主任主査
関係職員	後藤議会事務局長 鹿島議会事務局次長兼議事調査課長 炭竈議事調査課係長
議案又は協議事項	1. 総務常任委員会付託案件
備考	傍聴者 0名

(時に午前9時30分 開会)

総務常任委員会委員長 (伊藤嘉起君)

ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

去る3月3日の本会議において、総務常任委員会に付託されました事件について審査を行います。

総務常任委員会の所管は、企画部、総務部、危機管理部、会計課、監査委員及び他の常任委員会の所管に属さない事項としての議事調査課です。

日程といたしましては、最初に企画部、会計課、監査委員及び議事調査課所管分についての審査を行った後、総務部及び危機管理部所管分について審査を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

総務常任委員会委員長 (伊藤嘉起君)

異議なしと認め、先ほど申し上げたとおり進めさせていただきます。

この後、審査をするわけですが、質疑者あるいは答弁者は、必ず挙手をしていただき、指名の後、名前を名乗ってから、質疑あるいは答弁を行っていただくようお願いをいたします。

また、各委員の質疑におかれましては、簡明で議題の範囲を超えない発言となるように心がけていただき、御自身や他の委員の質疑が終了した後、関連質問を行う場合は、その旨を宣言し、内容が逸脱しないようにしてください。

なお、発言が明白な錯誤、趣旨不明瞭、不適切と判断した場合は、委員長におきまして、議事整理を行う場合もありますので、御了承お願いいたします。

では、初めに、議案第1号「令和7年度清須市一般会計予算案」企画部、会計課、監査委員及び議事調査課所管分を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

沢田企業誘致課長。

企業誘致課長 (沢田茂君)

企業誘致課長、沢田です。

議案第1号について、総務常任委員会企画部及び会計課所管分の歳入について御説明いたします。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を1画面にさせていただき、令和7年度一般会

計特別会計予算書及び説明書の２２、２３ページを御覧ください。

一番下、１５款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、本年度４億５，１７０万１，０００円のうち、１節総務管理費補助金３億８，３９６万４，０００円です。

つぎに、３０、３１ページをお願いいたします。

２段目、１６款県支出金、３項県委託金、１目総務費委託金、本年度１億８，７５１万１，０００円のうち、１節総務管理費委託金１万３，０００円と４節統計調査費委託金、説明欄３行目、統計調査員確保対策事業委託金１万８，０００円から、一番下の学校基本調査事務市町村交付金１万９，０００円までです。

つぎに、３２、３３ページをお願いします。

１７款財産収入、１項財産運用収入、２目利子及び配当金、本年度１万７，０００円、１節利子及び配当金は、説明欄１行目の財政調整基金利子から、同じく説明欄下から２行目、美術振興基金利子までで、各種基金利子の窓口計上です。

１８款寄附金、１項寄附金、２目ふるさと寄附金、本年度３億５，０００万円、１節ふるさと寄附金です。

つぎに、３４、３５ページをお願いいたします。

一番下、２１款諸収入、２項市預金利子、１目市預金利子、本年度１，０００円の窓口計上、１節預金利子です。

つぎに、３６、３７ページをお願いします。

中段の５項雑入、２目雑入、本年度９億９，５５８万６，０００円のうち、２節総務費雑入、説明欄１行目、生命保険等事務手数料９０万１，０００円から、１４行目、デジタル基盤改革支援補助金２億８，４３９万９，０００円と３８、３９ページをお願いいたします。

説明欄１行目、県証紙売りさばき手数料１０万円です。

つぎに、４０、４１ページをお願いいたします。

８節、消防費雑入、説明欄１行目、水場川排水機場職員派遣費負担金１，０００円の窓口計上です。

歳入につきましては以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

岡田人事秘書課長。

人事秘書課長（岡田善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

私からは、議会事務局、人事秘書課所管の歳出について説明をさせていただきます。

44ページ、45ページをお願いいたします。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度2億3,463万2,000円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までです。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度7億4,555万7,000円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までで、右側説明欄のうち、職員人件費、秘書費、表彰費及び人事管理費が人事秘書課の所管分です。

つぎに46ページ、47ページをお願いいたします。

2目文書広報費、本年度予算額4,005万5,000円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までで、右側説明欄のうち、広報広聴費が人事所管の所管分です。私からの説明は以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

平野会計課長。

会計課長（平野嘉也君）

会計課長、平野でございます。

私からは、会計課所管分について説明させていただきます。

1段飛びまして、4目会計管理費、本年度予算5,025万8,000円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金まででございます。

会計課所管分の説明は以上でございます。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

林企画部次長兼企画政策課長。

企画部次長兼企画政策課長（林智雄君）

企画政策課長、林です。私からは、企画政策課及び企業誘致課所管分を御説明いたします。

それでは、48、49ページを御覧ください。

6目企画費、本年度3億3,893万1,000円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までで、説明欄、企画費1億7,982万1,000円から一番下、企業誘致費107万7,000円です。

その下、7目電算管理費、本年度7億5,371万3,000円、8節旅費から18節負担金、

補助及び交付金まで、説明欄、電算管理費 7 億 1, 6 6 6 万 9, 0 0 0 円から行政デジタル推進費 2, 6 5 0 万 6, 0 0 0 円までです。

つぎに、少しページを進めていただき、5 6、5 7 ページを御覧ください。

5 項統計調査費、1 目統計調査総務費、本年度 9 万円、8 節旅費から 1 8 節負担金、補助及び交付金までです。

2 目指定統計費、本年度 4, 4 3 0 万 7, 0 0 0 円、1 節報酬から 1 3 節使用料及び賃借料まで、そのうち企画政策課所管は、国勢調査費 3, 9 8 3 万 8, 0 0 0 円から、一番下、学校基本調査費 1 万 9, 0 0 0 円までです。

企画政策課及び企業誘致課所管分は以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

木全監査課長。

監査課長（木全信行君）

監査委員事務局監査課、木全です。

私からは、監査委員事務局分について御説明いたします。

同じく 5 6、5 7 ページです。

2 款総務費、6 項監査委員費、1 目監査委員費、本年度 3, 2 6 7 万 7, 0 0 0 円、1 節報酬から 1 8 節負担金、補助及び交付金まででございます。

以上が企画部はじめ、関係所管の歳入歳出の予算説明でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑については、ページごとに行い、歳入につきましては一括で行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに、歳入について、質疑を委員から受けます。

高橋委員。

高橋哲生委員

高橋です。3 2 ページのふるさと寄附金のところで、前年度より大幅に増えてるんですけど、これ歳出も含めて、この要因を御説明お願いします。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（林智雄君）

企画政策課長、林です。

ふるさと寄附金につきましては、後ほど補正予算でも上げさせていただいているんですけども、基本的に、当初予算につきましては、前年度の実績を基に計上しております。今年度につきましては、年度末の見込みを3億3,000万円程度と見込んでおります。それに併せて、ポータルサイトの数を増やしていることから、令和7年度につきましては、3億5,000万円のふるさと納税を見込んでおります。それに対しての歳出も増額している状況でございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

高橋委員。

高橋哲生委員

ポータルサイトを増やすと、寄附がたくさん、実績もありながら集まるよということで、見込んでいるということですか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（林智雄君）

ポータルサイトを増やすことによって、新たな寄附者の獲得ができる部分もあります。

ただ、それ以外にも、今の物価高騰によるものがありまして、ふるさと納税も新たに始める方も増えている状況があると思いますので、それで、今年度は、特に想定以上に寄附金が集まっているような状況でございます。

それを反映いたしまして、来年度の当初予算の計上をしている状況でございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

高橋委員。

高橋哲生委員

返礼品でも、何か目玉の商品とか、何かあるんですか。工夫して。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（林智雄君）

今の傾向といたしましては、やはり物価高騰の関係があって、日常で消費されるものが、例えば、清須市ではあまりないんですけど、お米だったりとか、そういったものがあります。

ただ、清須市の場合は、お酒類がありますので、例えば、今一番寄附金が多いのはチューハイですね、そういった日頃消費されるようなものが多く出ているような状況でございますので、それが引き続き選んでいただければ、来年度も微増でありますけども、増えていく状況ではないかというところでございます。

以上です。

高橋哲生委員

ありがとうございます。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

他に質疑のある委員の挙手を求めます。

よろしいですね。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

では次、歳出に移ります。

歳出につきましては、まず、４４ページ、４５ページで質疑のある委員の挙手を求めます。

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

土本です。

人事管理費の人事事務費の件でお伺いしたいと思います。

黄色の施策の概要で、２９ページの、職員研修費というところになってはいますが、そこで少しお伺いしたいと思います。（４）の市主催の研修というところで、今年度、SNSリスク・コンプライアンス研修など、２研修というふうに書いてありまして、あと、受講予定者８０名となっていますが、これ具体的に何か決まっている内容とかあれば、御説明いただければと思います。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

人事秘書課長（岡田善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

まず、この研修については、二つの研修を予定しておりまして、SNSリスク・コンプライアンス研修と、それからカスタマーハラスメント研修というのを予定しております。1研修40人ということで、2研修で80人というものでございます。

SNSリスク・コンプライアンス研修というのは、今現状、SNSの普及に伴いまして、SNSに起因する世間の企業の不祥事だとか、炎上事件といったことのトラブルを報じたニュースもありますので、その情報漏えいですとか、法的なリスクを学ぶ必要があると感じておりまして、本市もLINEやXをはじめとしたSNS扱っておりますけども、コンプライアンス違反による損害賠償だとかですね、信用失墜といった深刻な事態とならないような研修を行うというものでございます。

もう一つのカスタマーハラスメント研修ですけども、こちらは、カスタマーハラスメントについては、世間の企業も含めて、対応に苦慮していると聞いておりまして、本市も例外ではございません。窓口で理不尽な要求などをされる方もお見えになります。ハラスメントの位置づけというのは、発言する側ですとか、受け止める側の感覚もありまして、なかなか難しい問題と感じておりますけども、お客様に対する自分自身の考え、話し方とか、あと上手に会話を進める方法など、そういったものを学べればいいなと思っております。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

土本です。

今は、非常にカスハラとか、もうハラスメントと付くものが、すごく今飛び交っている時代ですので、直接市民の方と関わっていく窓口の方もたくさんいらっしゃいますので、またしっかり研修して取り組んでいただきたいと思いますし、これ、どなたか講師を呼んで、市内で行うという形でよかったですか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

人事秘書課長（岡田善紀君）

事業者に委託しまして、そちらから外部の講師ということでお招きします。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

受講対象者の方も８０名ということで、実際業務に当たられる方を対象にするということで、今課長のほうからお答えいただいたんですけど、令和６年度は、ハラスメント研修など３研修というふうに、昨年度書いてあったんですけど、令和６年度、もう終わりも間近なんですけど、これはどのような研修をされたんでしょうか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

人事秘書課長（岡田善紀君）

今年度はですね、３研修の予定でしたけども、２研修を実施しました。

まず、一つはハラスメント防止研修というものと、それからもう一つ、高齢者シニア向けの接遇力の向上という研修をいたしました。

ハラスメント防止研修については、ハラスメントの本質を理解して、ハラスメントをしない、させないというふうな組織づくりなどを学習するということで、市長をはじめ、特別職と管理職以上の職員が１１０人受講しております。

もう一つ、高齢者シニア向け接遇力向上につきましては、高齢者の老化によるつえの使用だとか、難聴者の方、それから視力低下などを持つそのシニア層への適切な窓口対応を学習するというので、こちらは、係員の１６人が受講しております。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

土本です。

非常に具体的な研修をされている内容分かりましたので、すごく変化していく、こういったハラスメント問題というのは、今朝もたまたまちょっとニュース見てましたら、このハラスメントの特集をやっていたぐらい、日常によく耳にすることだと思いますので、またしっかりこういった研修を、機会を通して学んでいく、お互いにまた声を掛け合うというのが大事だと思います

ので、また引き続きお願いしたいと思います。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

他に質疑のある委員の挙手を求めます。

高橋委員。

高橋哲生委員

すいません。45ページのところで、この人事管理費というんですか、これ。これちょっとすいません、内容もちょっと教えてほしいのと、去年よりちょっと減っているんですけど、そこら辺の理由も教えてください。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

人事秘書課長（岡田善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

人事管理費、内容というのは、この産業医の報酬から県職員派遣負担金のそれぞれを説明したらよろしいでしょうか。

高橋哲生委員

そういうことね。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

よろしいですか。

高橋哲生委員

はい。減った理由を教えてください。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局。

人事秘書課長（岡田善紀君）

人事事務費は、例えば消耗品の購入だとか、予算上ですね、少なくとも対応できるというものもありますし、研修費なんかも見積り等々で少ない額で実施できるということもございまして、昨年より少なく計上しております。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

高橋委員。

高橋哲生委員

すいません、分かりました。

ちょっと私の見間違いだったんですけど、県職員の派遣負担金が大幅に減ってるんですよね、6,556万1,000円から1,236万円、令和6年からの予算が。これは、どういうことですか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

高橋委員、減額の理由ですか。

高橋哲生委員

はい、そうです。理由です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局お願いします。

人事秘書課長（岡田善紀君）

県職員派遣負担金につきましては、減額ではなくて、36万円増額しております。

以上です。

高橋哲生委員

あれ、増額していますか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

人事秘書課長（岡田善紀君）

昨年は1,200万円の予算額でした。今年度は1,236万円の予算額としております。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

高橋委員。

高橋哲生委員

私のちょっと見間違いでした。すいません、失礼しました。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

よろしいですか。

高橋哲生委員

はい、大丈夫です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

他に質疑のある委員の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ないようですので、次、４６ページ、４７ページで質疑のある委員の挙手を求めます。

浅妻委員。

浅妻奈々子委員

浅妻です。

広報広聴費についてお伺いします。

主要施策の３０ページになります。

今、清須市の公式ホームページに掲載されているＡＩ総合案内サービスについてですけれども、住民の利便性向上と、行政への問合せ対応の効率化に役立つものと期待しております。

ただですね、ちょっと１週間前ぐらいに、いろいろと使ってみたんですけれども、例えば、今带状疱疹助成について聞くと、令和５年度から開始予定ですよというような回答が、チャットボットのほうで返ってきまして、既に古くなっている情報が表示されるということがありました。このような場合、最新情報が得られずに、ウェブ検索を利用するほうが、正確な情報にたどり着くケースも考えられます。

このＡＩチャットボットは、自動で学習していくものなのかなと思ってしまして、ホームページの内容は、もちろん带状疱疹の助成の件は更新されているんですけれども、そういったものを勝手に引っ張ってきてやるのかなと思っていたんですが、現在、どのような方法で、回答内容を更新、管理されているのか教えてください。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

人事秘書課長（岡田善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

ＡＩチャットボットにつきましては、県内の３４団体が共同で利用しているシステムでございます。３４団体の問合せの情報を共有する形を取っておりますけれども、今委員おっしゃられたような、そういった個別の質問について、ちょっと正確な回答になっていなかったかもしれません。

ので、そういったところは、正答率を高めるために、また、他の団体とその辺のところは協議していきたいと思っております。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

浅妻委員。

浅妻奈々子委員

ありがとうございます。

今お伺いすると、34団体で共有していて、例えば、個々に、34団体それぞれ違う回答を出さなきゃいけない場合があると思うんですけど、そういったものに関しては、手動というか、どのように設定されているんですか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

人事秘書課長（岡田善紀君）

そういった形が、今まだ始まってまだ三、四年たつんですけど、まだこの辺のところの精度を高めるところが、徐々にやっておるところでございますので、そういった情報を共有してまいりたいと思っております。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

浅妻委員。

浅妻奈々子委員

分かりました。

今、そういう精度を高めていかれるということだったんですけども、例えば、問合せが多い内容とか、そういったものを、例えばデータが蓄積されているのであれば、問合せの多いものについて、じゃあ清須市のホームページの内容をこうやって充実させれば、問合せが減るんじゃないか、とかという検証もできるかと思うんですけども、今どのようなことをされていらっしゃるのか、お伺いしてもよろしいでしょうか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

人事秘書課長（岡田善紀君）

A I を利用された方が、最後アンケートのところで、役に立ったとか、役に立たなかった、そういったデータがございますので、それについて、例えば、役に立たなかったというところの理由を分析してですね、ホームページで反映できることは反映してまいりたいと思っております。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

浅妻委員。

浅妻奈々子委員

ありがとうございます。

今のA I 技術というのが、非常に進化が目覚ましいので、ぜひ、必要に応じて、今のこのシステムがいいのかということも含めながら、検討していただいて、せっかく窓口業務の軽減にもつながるものですし、多分、その市民の方も行かずに済めばそれでいいなと思っているものも、なかなかその検索した情報だけでは完結しないということで、お電話を入れたりとか、市役所に足を運ばれるということもあると思いますので、ぜひ活用していただいて、今まで以上に改善していただけるといいなと思います。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

他に質疑のある委員の挙手を求めます。

他にありませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

では、つぎに、48、49ページ、質疑のある委員の挙手を求めます。

岡山委員。

岡山克彦委員

一つお聞きしたいんですけど、企画のほうのですね、婚活支援費100万円、これ主要施策の37ページなんですけど、ふと思ったのが、今日新聞を見てまして、たしか江南市もやられるんですけど、結構最近、この婚活関係のイベントを市がやる中身についてですね、これ婚活イベントの開催、年に2回婚活イベントを開くという格好でやってますけど、この年2回、いつ頃開催するのかと、募集人数とか、あと年齢関係ですね、もし検討されとるんだったら、ちょっと教えていただきたいと思います。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（林智雄君）

企画政策課長の林です。

こちらの婚活イベントにつきましては、今予定しているものですね、9月、11月の年2回を予定しております。こちら、過去に婚活イベントの開催実績があります市の商工会のほうに委託する予定をしております、一応参加資格者ですね、愛知県内在住・在勤の20歳から39歳の男女ということで予定をしております。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

岡山委員。

岡山克彦委員

ありがとうございます。

それですね、僕参加した人にもちょっとお聞きしたこともあるんですけど、年齢のほうですね、これ幅がありますもんで、できたら、例えば、20代から30代の半ば、あとまたそこから二部制ぐらいにしていきたいような意見も多々あったんですけど、そういうお考えはないですか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（林智雄君）

こちら、先ほどもちょっと市の商工会のほうで、過去に実施実績もございますので、その部分は、やり方などを調整取りながら、相談しながら、進めたいと思っております。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

岡山委員。

岡山克彦委員

ぜひともですね、やっぱこれ市が関与している企画だと、今いろいろ出会いサイトとか何かありますけど、安心して募集される方が多いと思いますのでよろしくお願いします。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

他に質疑のある委員の挙手を求めます。

浅妻委員。

浅妻奈々子委員

浅妻です。

市民協働推進費についてお伺いします。

主要施策の35ページになります。

この中の委託料の中に、オンライン意見交換会支援業務というものがあまして、事業内容のほうに、テラスとリンクするオンライン上での意見交換会を開催するというものがあります。こちら、令和6年度にも計上されていたと思うんですけども、まず、今年度どのような取組が行われたのか教えてください。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（林智雄君）

企画政策課長、林です。

こちらのオンラインの意見交換会につきましては、今年度の12月から協働テラスで扱うようなテーマを設定いたしまして、実施しております。

現在も、そのオンラインテラスのほうは、テーマ設定をして、実施しているところでございます。

こちらのほうは、登録をしていただきまして、その中で各テーマに沿った意見、提案をオンライン上で、24時間していただくことができるものですから、通常テラスに参加できないような方にも、そういった提案をいただきたいということでやっております。

ただ、登録者数というものが、今22名となっております、それに対して、提案数が24ということになっています。こちらの想定しているよりもちょっと少ないというような印象を持っております。こちら周知の仕方だったりとか、テーマの設定の仕方、お知らせの仕方が、ちょっとまだまだ工夫する必要があるのかなと考えております。

ただ、この通常テラスに参加できない方、多々いらっしゃる、もちろん知らない方もいらっしゃる。そういった方に、いかにお知らせしながらやっていくのかというのが、今後課題であるんですけども、より広く意見をいただきたいと思いますので、来年度も実施していきたいと考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

浅妻委員。

浅妻奈々子委員

ありがとうございます。

大変いい取組だと思います。今おっしゃっていただいたように、テラスになかなか参加できない方も、開かれた場になると思うんですけれども、今年度、ちょっと全てを把握しているわけじゃないんですけれども、お伺いした話だと、テラスに参加した方に、最初周知されたというようなことを伺ってしまして、本来の目的であれば、多分もっと広く周知していただくといいのかなと思うんですけれども、今年度においては、例えば広報とか、そういった皆さんが見えるような場での周知はまだされていないということではよろしいでしょうか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（林智雄君）

委員おっしゃるとおり、当初こちらのオンラインの意見交換については、周知をテラス参加者にお知らせした形で始めております。

そういった参加者の方からいろいろ口コミで広がればいいのかなというところはあったんですけど、なかなか伸びていないところがありましたので、ちょっと残り少ない期間ではあるんですけども、少しでも参加いただけるような形で、公式LINEであったりとか、そういったものの周知というののもやってみたいと考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

浅妻委員。

浅妻奈々子委員

ありがとうございます。ちょっと私もこのD-A g r e eというものに入って、体験させていただいたんですけれども、A Iが議論をサポートするというような、非常にいろんなことができそうだなと思うものなんですけれども、多分広く周知していただくとともに、どういうものなのかとか、どういった使い方なのかということも併せて説明しないと、なかなか逆に参加した方が、どのように活用していいのか分からないというような課題もあると思いますので、ぜひそういっ

たところも、もう一度ちょっと組立てを考えていただいて、ぜひ、いい取組だと思いますので、
どんどん広めていっていただければと思います。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

他に質疑のある委員の挙手を求めます。

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

土本です。

すいません、先ほどの婚活のところで、少しお伺いしたいと思うんですけども、今、様々聞いていただいたんですけども、せっかく100万円という予算を今回立てられていますので、
たくさんの方参加いただきたいなと思うんですけども、今20歳から39歳の県内にお住まいの方を対象にしていくということでありましたけれども、こういった情報の発信というか、
こういったことを清須市でやりますよ、ということをどのように発信されるかというのをもし考えて
いらっしゃることがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（林智雄君）

こちらの婚活イベントの情報発信につきましては、県が実施している婚活支援のポータルサイトであつたりとか、市の公式SNS、ホームページなど、広くいろんな媒体を使って発信していきたいと考えておりますので、そういった結婚を望む方に、できるだけタイムリーに情報が届くような形で進めていきたいと考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

土本です。

この主要施策の中にもありましたけれども、人口減少対策の一つとして、まず結婚していただいてというところで、今回こういった予算を組まれて、婚活支援を行うということだと思うんですけども、私も、知っている方の中に、以前、他の県なんですけれども、商工会を通じて、こ

ういった婚活のイベントに参加をして、ちょっと年齢はいつてたんですけど、実際に結婚されて、なかなか仕事上は御縁がなくて、思い切って行ってみたら、いいお相手が見つかって結婚できたというようなお話を聞いたことがあって、ぜひ、たくさんの方がいい出会いの場になるような楽しい企画を考えていただいて、またできれば、その方たち、せっかく清須市でイベントを行うわけですので、清須市にそのまま住んでいただいて、子育て支援もずっと切れ目なく充実をしていますので、そういったところ、将来的なことも考えて、せっかく開催するなら、そこぐらいまでしっかり考えてやっていただきたいなというふうに、要望だけさせていただきます。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

他に質疑のある委員の挙手を求めます。

浅妻委員。

浅妻奈々子委員

浅妻です。

市制20周年費について伺います。

主要施策40ページになります。

市制20周年に当たり、多くの事業が企画されており、大変楽しみにしております。特に、幅広い年代の方が楽しめる内容となっている点は、市民の皆さんの一体感や、郷土への誇りを育むよい機会になるんじゃないかなと感じております。

今回の事業には、5,500万円という大変大きな予算が計上されておりますが、この貴重な財源を皆さんにとって意義のある形で活用していただきたいと考えております。

まずは、予算の内訳について教えていただけますでしょうか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（林智雄君）

市制20周年の予算につきましては、まず旅費につきましては、事業企画の打合せで、それぞれ出向くときの旅費が必要となりますので、そちらとなっております。

また、需用費につきましては、来年度につきましても、啓発品等がございます。市の行事で配布する啓発品であったり、あとは7月7日にスカイランタンイベント、前に全協でお知らせしているんですけども、そちらの物品、あとは、周年の啓発ブース用の看板であったりとかパネル、

また、こちらも全協でお知らせしているんですけども、7月に年表を入れたクリアファイルを全戸配布する予定をしております。そちらの経費となっております。また、印刷製本費として各種イベントのチラシであつたりとかいうものとなります。

あと、大きいものとしては、事務委託料となりまして、こちらについては、周年プロモーション支援事業、今年度もやっておりますけども、引き続き行うものと、あとは、スカイランタン業務であつたりとか、記念式典業務、あと周年のフィナーレ業務、それぞれ委託で実施したいと考えておりますので、そちらの費用となります。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

浅妻委員。

浅妻奈々子委員

ありがとうございます。

今度の4月13日からオープニングイベントが始まって、本当に令和7年はイベントがめじろ押しだということで、本当にそれをやっていくだけでも非常に大変なんじゃないかなと思うんですけども、こういった一つ一つの事業について、やはり市民の皆さんに、どれだけ内容がきちんと届いて、価値を感じてもらえるというのが重要だと思いますけれども、それぞれの事業についてKPIはどのように設定されているのか、教えていただいてもよろしいでしょうか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（林智雄君）

KPIにつきましては、なかなか事業ごとで設定がしにくいものもございます。

例えば、それぞれ謎解きイベントであつたりとか、そういった参加していただくものにつきましては、そういった参加人数であつたりとか、そういったもの、あと特設サイトも設けますので、そういったところで何か指標として設定ができるようなものがあればと考えております。ちょっとまだ具体的なものとしては、それぞれ何か設定できればということで、今こちらとしても考えているというような状況でございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

浅妻委員。

浅妻奈々子委員

ありがとうございます。

確かに指標を設定するということが難しいとは思いますが、やはりいろんな方を巻き込んで、今まで届かなかった方たちとも一緒に、20周年をお祝いできるような形がいいなと思いますので、ぜひ取れる数字は取っていただいて、最後にこういったことができたねというようなことを皆さんで共有できるようなものをつくっていただけるといいなと思います。

すいません、それに関連いたしまして、こういった情報を皆さんに届けるための情報発信についてですけれども、今は特設サイトもできて、ちょっと先の予定まで見えるようになって、楽しみが増えているのかなと思うんですけれども、そういった単発なイベントの告知というだけでなく、準備の様子ですとか、何でこの事業をやるんだ、というような趣旨等を発信することで、期待感を高めたりとか、市民の皆さんを巻き込んでいくというようなことが重要なかなと思っております。

その役割を果たせるのがSNSではないかなと思っているんですけれども、一般質問させていただいた際には、20周年にSNSを活用していきたいという御答弁いただきましたけれども、今後の活用方針についてはどのようにお考えでしょうか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（林智雄君）

はい、20周年の情報発信につきましては、今、事業の一つとして、ユーチューブの動画配信等も予定しております。そういった動画配信などで、お知らせできる部分をSNSと併せて周知していく、あとは特設サイトのほうをですね、今ちょうど本事業前のPR期間ということですので、いろいろ進めながらやっているとございます。載せれる情報とかがありますので、詳細決まりましたら、その部分は、いろいろ今のプロモーション支援事業者とも調整を取りながら、効果的な情報発信していきたいと考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

浅妻委員。

浅妻奈々子委員

ありがとうございます。

ぜひお願いしたいなと思いますし、今ちょっと多分、LINEがかなりメインにはなっていると思うんですけど、LINEは恐らく反応もあるし、見た方が明確なので、使いやすいかなとは思いますが、こういった準備の過程とか、20周年に特化した情報ばかり流してしまうと、ふだんの清須市の情報というのが、逆に届きにくくなってしまう面もあるのかなと思うので、せっかくインスタグラムもあるので、そちら特化してもいいのかななんて、個人的には思っております。

ちょっと様々な面から、どうすると皆さんに届くのかというのを考えて、今後も進めていただければと思います。本当に20周年を多くの方が関心を寄せておりますので、ぜひ市民にとって価値ある事業になるように取り組んでいただきたいと思います。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

他に質疑のある。

岡山委員。

岡山克彦委員

すいません、ちょっとこれお聞きしたいんですけど、今の浅妻委員の言われた20周年に関してですね。コミュニティバスが4路線ありますけど、これって、イベント会場、多分清洲城がメインになると思うんですけど、今のコミュニティバス関係で、清洲城を経由するというのは、何路線ある。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（林智雄君）

企画政策課、林です。

今清洲城に行くものにつきましては、一番近くのルートですとオレンジルートがございます。そちらが、ちょうど清洲城の近くにバス停があるということです。あとの路線につきましては、例えば総合福祉センターであったりとか、そういったものがブルーとサクラルートのバス停でございますので、あの清洲城周辺には幾つかのルートのバス停があるというような状況でございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

岡山委員。

岡山克彦委員

ありがとうございます。

今、当局のほうも、人がたくさん来ていただけるということで、今20周年、これ考えていますもんで、どうしても駐車場関係で、かなり混雑すると思うもんで、例えば7月7日、これはあくまでも、こちらの要望ですよ、そういう公共機関、無料にして、その日だけ使っていただくとか、そういうことも、もしできたらですね、検討していただくといいんじゃないかなと思います。これは要望で結構です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

他に質疑のある委員の挙手を求めます。

高橋委員。

高橋哲生委員

20周年の関係なんですけど、鳥山明先生のキャラを使った啓発品ですかね、いろんなものを作っているんですけど、あれ、メルカリとかで売られているじゃないですか。ああいうのって何か対策は考えたり、何かされているんですか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（林智雄君）

メルカリなどそういったところで、こちらの啓発品が出品されているというのは、状況としては把握しております。

ただ、そういったものを出品の禁止、法的なところでいくと、特に抑止できるものはありません。ですので、その部分は、今出品されている状況も、あまりにもちょっと目に余るようなものが出てくると、何らかの対策を講じないといけないということは考えております。そこら辺は、ただ、啓発品を全てなくしてしまうということもなかなか今の周年事業を推進していく関係では難しい部分もありますので、こちらとしてはそういった出品の状況などを、情報は取りながら、聴取はしていきたいというような状況でございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

高橋委員。

高橋哲生委員

何か、そういうものを売らないでくださいとか、そういう呼びかけとかはされないんですか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（林智雄君）

状況見ながら、ということは考えております。あまりにも、その目的で啓発品を取りに来られることが散見されたりとか、そういった状況が出てくれば、呼びかけをしておくことになります。

ただ、それだけ、そういうケースは、それぞれのタイミングというのが多いものですから、どこまでそういった呼びかけができるのか、またはそういったその方法については、いろいろ状況を見ながら考えていきたいと思っております。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

他に質疑のある委員の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ないようですので、私のほうから質疑をいたしたいと思いますので、委員長の職務を土本副委員長と交代をさせていただきます。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

副委員長の土本です。

これより、暫時委員長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑を受けます。

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

失礼いたします。ただいまお話が出ておりました20周年に関連する質問なんですが、これは同じページに企画費として、ふるさと納税等の説明も先ほどなされたわけですけど、これふるさと納税のほうで、例えば20周年とタイアップして商品開発とか、そういうことは行われるのかということをお聞きしたいと思います。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

林企画部次長兼企画政策課長。

企画部次長兼企画政策課長（林智雄君）

企画政策課、林です。

今の20周年の事業とふるさと納税の恐らく返礼品の開発とか、そういったものだとは思いますが、今のところ、特化した返礼品というものを、現時点では予定はないです。

ただ、今年度いろいろ商工会さんのほうにも、返礼品の提携事業者の募集をかけております。それで、20周年の何か記念して、というような呼びかけではないんですが、そういったいろいろな提案ある中でできるもの、もちろんその周年でできないものもございますので、そこら辺の部分は提案をいただきながら、できるだけは考えてはいきたいんですが、今の時点では、何か具体的にというところはございません。

以上です。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

検討はされたということですね。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

林企画政策課長。

企画部次長兼企画政策課長（林智雄君）

この周年事業について、ふるさと納税と何か関連付けてというところは、こちらとしても検討はしました。ですので、どういった形ができるのか、例えば、ロゴはちょっとなかなか難しい部分がございますので、何かそういった、他にあれば、できるだけ考えていきたいと思います。

以上です。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

せっかく20周年用のキャラクターも作っていただいたということで、例えば、返礼品にこの期間だけはシールを貼るとかね、そういうことができると、両面で清須市の20年を祝えるのかなというふうに思いましたので、これからでもまだ短い時間ですけど、いい企画があればどんどん進めていただきたいと思います。

もう一つ関連してですね、今年産業課のほうで、西枇杷の花火が6年ぶりに上がるということで、花火の協賛も募っているということなんですが、そちらのものは、ふるさと納税の商品にすると

か、返礼品に入れるとか、そういう検討はなされているんですかね。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

林企画政策課長。

企画部次長兼企画政策課長（林智雄君）

企画政策課長、林です。

今のふるさと納税と協賛というようなことですが、例えばクラウドファンディングとか、そういったものが出てくると思うんですけども、なかなかクラウドファンディングも上げるとすぐ集まるかどうかというのがありまして、いろいろな工夫が必要ということで、より伝えて、それに賛同いただく方に寄附を募るというような形ですので、その伝え方だったりとか、そういったものは、よく考えた中でやっていかないと、上げたものの集まらないということもあり得ると思いますので、ただ、今回の花火についての、その協賛に関する例えば返礼品だったりとか、そういったものは、今現在は特に予定はありません。

以上です。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

これ協賛金のある程度一定以上の寄附をされた方には、栈敷を用意するとか、いろいろ特典がついてると思うんですが、そちらのほうは、どうしてもやっぱり商工会とか産業課が中心で、スポンサー集めもされておると。

なかなか一般市民にも伝わっていない部分も、広報とか新聞にも紹介されたんで、その辺を注視して見える方は当然、して見えるんですけど、一つふるさと納税というのも市をアピールする大事な場所なんで、そういうところにそういうものが出ることによって、清須から遠くに今行ってみえる方とか、懐かしいんで、昔思い出があるとかいう方も、花火等の協賛を通じて清須市の20年を盛り上げていただくというと、大変いい機会だと思うんですよ。ちょっと日にちがないんですけど、ぜひとも一度御考案いただきますようお願いします。

どうですか、その辺でもし意見があれば。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

林企画政策課長。

企画部次長兼企画政策課長（林智雄君）

委員おっしゃるとおり、ちょっともう日にちがない部分もありますので、今後そういったいろんなイベントの中で、そういったふるさと納税と何か掛け合わせてということは、少し意識しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

以上で、伊藤委員の質疑を終わります。

これにて、私の委員長の職務を終了し、伊藤委員と交代いたします。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

続きまして、歳出最後になります。５６ページ、５７ページで質疑のある委員の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、採決につきましては、総務部及び危機管理部所管の審査が終わってから行いますので、よろしくお願いをいたします。

つぎに、議案第８号「清須市職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

岡田人事秘書課長。

人事秘書課長（岡田善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

議案第８号について御説明をいたします。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を２画面表示にいただき、令和７年３月清須市議会定例会市長提出議案等の７ページ、そして、令和７年３月清須市議会定例会市長提出議案等説明資料の１３ページを御覧ください。

議案第８号

清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和７年２月２１日提出

清須市長、永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和6年8月8日付の公務員人事管理に関する報告に鑑み、時間外勤務の免除の対象となる職員の範囲の拡充等を行う必要があるからです。

つぎに、市長提出議案等の8ページをお願いいたします。

清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

主な内容を御説明いたします。

第8条の4は、時間外勤務の免除となる対象職員を、3歳に満たない子のある職員から、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員まで拡大するものです。

つぎに、第17条の2及び第17条の3では、介護両立支援制度等の請求を行いやすくするため、勤務環境を整備するものです。

第17条の2では、配偶者等に介護が必要となったことを申し出た職員に対する個別の周知、意向確認等の実施、そして、40歳に達した職員に対するお知らせを、第27条の3では、研修の実施や相談体制の整備を、それぞれ任命権者に義務づけるものです。

附則です。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

第2項は、この条例の施行日以後の日を、時間外勤務制限の開始日とする改正後の第8条の4第2項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前におきましても、当該請求を行うことができることとするものです。

議案第8号の説明は以上です。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ただいま説明が終わりました。

質疑のある委員の挙手を求めます。

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

土本です。

ちょっとお伺いしたいと思うんですけど、今、子育てしながらお仕事される方が非常に多い世の中ですし、また、子育て以外にも、子育てと介護を同時に行う方も多い現状がありますけれども、法律が変わっていくということだと思うんですけど、この説明書の（２）の研修の実施及び相談体制の整備、というふうにありますけれども、これは本市としてはどのように受け止めて、今後どのように、今も現在も相談できる体制ではあるとは思いますが、こういった改正等ある場合はどのようにしていくか、何か考えられていることがあれば御説明いただきたいと思います。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

人事秘書課長（岡田善紀君）

研修につきましては、厚生労働省が推奨しているマニュアルに沿って行うことを考えております。

例えば、研修の対象となる職員といいますのは、年齢的に親の介護に直面する職員が多くなる場合、それから５０歳以降ですね、定年までのキャリアについて、仕事と介護の両立をする時期となるような場合、それから配偶者がいたとしても、その配偶者が自分の親の介護を担ってくれるとは限らない場合、そういったもの、いろいろな様々な場面がございます。

そういった視点で、どのような形で両立を図っていくべきかということをテーマに研修を行う予定でございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

土本です。

親の介護をするという年代の方ですと、仕事の立場としても、立ち位置としても、責任のある役職を持たれた方も多いと思いますし、せっかく長く続けられたキャリアをここでやっぱり介護のため辞められるという方もよくお聞きしたりもしますので、こういった研修とか相談体制をしっかり整えていただいて、せっかく頑張ってみえた自分の仕事ですので、フォローしていただきながら、取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

他に質疑のある委員の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ないようですので、これで質疑を終結いたします。

議案第 8 号「清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ありがとうございます。

全員賛成であります。よって、議案第 8 号「清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」は、原案のとおり可決するものと決しました。

つぎに、議案第 9 号「清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

人事秘書課長（岡田善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

つぎに、議案第 9 号について御説明をいたします。

市長提出議案等の 11 ページと、議案等説明資料の 14 ページを御覧ください。

議案第 9 号、清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

清須市長、永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和 6 年 8 月 8 日付の給与改定に関する勧告に鑑み、市議会議員に対して支給する期末手当の支給割合を引き上げるため必要があるか

からです。

市長提出議案等の１２ページをお願いいたします。

清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

主な内容を御説明いたします。

第１条は、令和６年１２月の期末手当の支給割合を０．０５月引き上げる改定で、１００分の１７０を１００分の１７５に改め、第２条では、令和７年度以降の６月及び１２月の期末手当に係る支給割合を調整するため、第１条で改めた１００分の１７５を１００分の１７２．５に再度改めて平準化するものです。

附則です。

この条例は、公布の日から施行するもので、第１条は、令和６年１２月１日から適用し、第２条は、令和７年４月１日から施行するものです。

議案第９号の説明は以上です。

御審査のほどよろしくをお願いいたします。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

以上で説明は終わりました。

質疑のある委員の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ないようですので、これで質疑を終結し、議案第９号「清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ありがとうございます。

全員賛成であります。よって、議案第９号「清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案」は、原案のとおり可決するものと決しました。

つぎに、議案第１０号「清須市特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

当局。

人事秘書課長（岡田善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

つぎに、議案第10号について御説明をいたします。

市長提出議案等の13ページと、議案等説明資料の15ページを御覧ください。

議案第10号、清須市特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日提出

清須市長、永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和6年8月8日付の給与改定に関する勧告に鑑み、特別職の職員で常勤の者に対して支給する期末手当の支給割合を引き上げるため必要があるからです。

つぎに、市長提出議案等の14ページをお願いいたします。

清須市特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

清須市特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

主な内容を御説明いたします。

先に御説明させていただきました、議案第9号と同様のものとなります。

第1条では、令和6年12月の期末手当の支給割合を0.05月引き上げる改定で、100分の170を100分の175に改め、第2条では、令和7年度以降の6月及び12月の期末手当に係る支給割合を調整するため、第1条で改めた100分の175を100分の172.5に再度改めて平準化するものです。

附則です。

この条例は公布の日から施行するもので、第1条は、令和6年12月1日から適用し、第2条は、令和7年4月1日から施行するものです。

議案第10号の説明は以上です。

御審査のほどよろしく願いをいたします。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

それでは、質疑のある委員の挙手を求めます。

よろしいですね。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

質疑もないようですので、これで質疑を終結し、議案第１０号「清須市特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、議案第１０号「清須市特別職の職員で、常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案」は、原案のとおり可決するものと決しました。

つぎに、議案第１１号「清須市職員の給与に関する条例及び清須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

当局からの説明をお願いいたします。

当局。

人事秘書課長（岡田善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

つぎに、議案第１１号について御説明をいたします。

市長提出議案等の１５ページと、議案等説明資料の１６ページを御覧ください。

議案第１１号、清須市職員の給与に関する条例及び清須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和７年２月２１日提出

清須市長、永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和６年８月８日付の給与改定に関する勧告に鑑み、職員に対して支給する給料月額の上上げ等を行うため必要があるからです。

つぎに、市長提出議案等の１６ページをお願いいたします。

清須市職員の給与に関する条例及び清須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の
条例の一部を改正する条例案

清須市職員の給与に関する条例及び清須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の
条例の一部を改正する条例

主な内容を御説明いたします。

第１条は、令和６年１２月の一般職の常勤職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合を０．
０５月、それぞれ引き上げ、定年前再任用短時間勤務職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給割
合を０．０２５月、それぞれ引き上げるとともに、行政職給料表を１６ページ下段から２６ペー
ジ中段までの表のとおり改めるものです。

市長提出議案等の２６ページをお願いいたします。

第２条及び第３条は、給料及び扶養手当、通勤手当等の諸手当にわたり給与制度を整備するも
の です。給料につきましては、行政職給料表を２８ページ下段から３８ページ中段までの表のと
おり改めるものです。

諸手当に係る見直しにつきましては、議案等説明資料の１６ページを御覧いただき、四つ目の
丸を御覧ください。

扶養手当につきましては、子に要する経費の実情や少子化対策の推進を踏まえ、配偶者に係る
扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を１万３，０００円とするよう、二箇年度にわたり段階的
に見直すものです。

住居手当につきましては、支給対象職員を暫定再任用職員まで拡充するものです。

通勤手当につきましては、職員が個々の事情に応じ、柔軟に通勤手段を選択できるよう、支給
限度額を一月当たり１５万円に引き上げるものです。

管理職員特別勤務手当につきましては、管理職員に対する勤務実態に応じた適切な措置を確保
する観点から、平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大するものです。

単身赴任手当につきましては、事業所を異にする移動または、在勤する事務所の移転の時点で
はなく、採用時から支給を可能とするよう見直すものです。

そして、期末手当及び勤勉手当につきましては、令和７年度以降の６月及び１２月に係る支給
割合を調整するため、第１条で改めた支給割合を再度改めて平準化するものです。

改めまして、市長提出議案等の２６ページにお戻りをいただき、こちらから３８ページにわた

り、ただいま御説明をさせていただいた内容を、条文整理したものとなります。

附則です。

この条例は公布の日から施行するもので、第1条は令和6年4月1日から適用し、第2条及び第3条は、令和7年4月1日から施行するものです。

議案第11号の説明は以上です。

御審査のほど、よろしくお願いをいたします。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

それでは、説明が終わりましたので、質疑のある委員の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

質疑もないようですので、これで質疑を終結し、議案第11号「清須市職員の給与に関する条例及び清須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ありがとうございます。

全員賛成であります。よって、議案第11号「清須市職員の給与に関する条例及び清須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例案」は、原案のとおり可決するものと決しました。

つぎに、議案第12号「清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

当局。

人事秘書課長（岡田善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

つぎに、議案第12号について御説明をいたします。

市長提出議案等の49ページと説明資料の17ページを御覧ください。

議案第12号、清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条

例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

清須市長、永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和 6 年 8 月 8 日付の給与改定に関する勧告に鑑み、会計年度任用職員に対して支給する給料月額の引上げ等を行うため必要があるからです。

つぎに、市長提出議案等の 5 0 ページをお願いいたします。

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

主な内容を御説明いたします。

第 1 条は、令和 6 年 1 2 月の会計年度任用職員に係る期末手当の支給割合を 0. 0 5 月引き上げるとともに、会計年度任用職員の勤務状況を勘案し、給料表を 5 0 ページ中段から 5 2 ページ上段までの表のとおり改めるものです。

第 2 条は、令和 7 年度以降の 6 月及び 1 2 月の期末手当に係る支給割合を調整するとともに、最低賃金の上昇に伴い、別表の給料表に 4 号給追加し、給料表を、1 号給から 4 5 号給であるものを 1 号給から 4 9 号給とするものです。

附則です。

この条例は、公布の日から施行するもので、第 1 条は令和 6 年 4 月 1 日から適用し、第 2 条は令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

議案第 1 2 号の説明は以上です。

御審査のほど、よろしくお願いをいたします。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

御苦労さまです。

ただいま説明が終わりました。

質疑のある委員の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ないようでありますので、これで質疑を終結し、議案第１２号「清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

＜ 挙 手 全 員 ＞

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ありがとうございます。

全員賛成であります。よって、議案第１２号「清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」は、原案のとおり可決するものと決しました。

つぎに、議案第２３号「令和６年度清須市一般会計補正予算（第７号）案」を企画部、会計課、監査委員及び議事調査課所管分を議題といたします。

当局からの説明をお願いいたします。

当局。

企画部次長兼企画政策課長（林智雄君）

企画政策課長の林です。

議案第２３号、令和６年度清須市一般会計補正予算（第７号）案における企画部及び会計課、議会事務局所管分について御説明します。

それではタブレットのmoreNOTEの設定を１画面表示にいただき、令和６年度一般会計特別会計補正予算書及び説明書の５ページを御覧ください。

第２表繰越明許費補正追加です。

一番上の段、２款総務費、１項総務管理費、事業名、住民情報系システム管理事業１，０８９万円は、春日新橋西区画整理事業本換地対応に伴い、法務局からの土地所在地データの提供が遅れたことにより、システムへの対応作業が令和７年度に及ぶため、繰り越ししようとするものです。

続きまして、歳入です。

１２、１３ページを御覧ください。

一番下、１７款財産収入、１項財産運用収入、２目利子及び配当金、補正額１，３３９万５，０００円の増額、１節利子及び配当金です。

つぎに、１４、１５ページを御覧ください。

一番上、１８款寄附金、１項寄附金、２目ふるさと寄附金、補正額５，１００万円の増額、１節ふるさと寄附金と２節企業版ふるさと納税寄附金です。

つぎに、２段下、２１款諸収入、２項市預金利子、１目市預金利子、補正額８万４，０００円の増額、１節預金利子です。

歳入につきましては以上です。

続きまして、歳出です。

１８、１９ページを御覧ください。

一番上、１款議会費、１項議会費、１目議会費、補正額５７１万４，０００円の減額、２節給料から１４節工事請負費までです。

つぎに、その下の段、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、補正額２，２０２万円の増額、１節報酬から４節共済費までです。

２目文書広報費、２８４万３，０００円は、元気な愛知の市町村づくり補助金による市制記録映像費、市勢要覧作成費の財源組替えです。

４目会計管理費、補正額３９万８，０００円の増額、１節報酬から４節共済費までです。

つぎに一番下、６目企画費、補正額２，３６５万９，０００円の増額、７節報償費から１２節委託料までで、歳入のふるさと寄附金の増額に伴う元気なふるさと応援費の増額です。

つぎに、２０、２１ページを御覧ください。

一番上、７目電算管理費、補正額４，５２３万１，０００円の減額、１０節需用費から１８節負担金、補助及び交付金まで、電算管理費、情報化推進費、行政デジタル化推進費です。

以上が、企画部及び会計課、議会事務局所管分の説明です。

御審査のほどよろしくお願いします。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

御苦労さまです。

それではただいまの件に関して、委員の質疑を受けます。

質疑のある委員の挙手をお願いいたします。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

質疑もないようでありますので、これで質疑を終結し、採決は、総務部及び危機管理部所管分の審査が終わってから行いますので、よろしくお願いをいたします。

最後に、議案第32号「令和6年度清須市一般会計補正予算（第8号）案」、企画部、会計課、監査委員及び議事調査課所管分を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

当局。

企画部次長兼企画政策課長（林智雄君）

人事秘書課長、岡田です。

私からは、議案第32号について、総務常任委員会所管分、企画部、議事調査課、会計課、監査委員事務局分を説明いたします。

タブレットのmoreNOTEの設定を1画面表示のままにいただき、令和6年度一般会計特別会計補正予算書及び説明書の8ページと9ページを御覧ください。

歳入を御説明いたします。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、補正額50万円の増額、1節基金繰入金です。

歳入につきましては以上です。

続きまして、歳出を御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

一番上、1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額10万円の増額、9節交際費です。

続きまして、その下の段、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額30万円の増額、9節交際費です。

説明は以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いをいたします。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある委員の挙手を求めます。

（「なし」の声あり）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

採決は、総務部及び危機管理部所管分の審査が終わってから行いますので、よろしくお願いいたします。

たします。

以上で、総務常任委員会に付託された事件のうち、企画部、会計課、監査委員及び議事調査課所管分についての審査は終了いたしました。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

この間に企画部等所管の関係者は退出し、つぎに審査する総務部及び危機管理部所管の関係職員は入室をお願いいたします。

(時に午前10時53分 休憩)

(時に午前11時10分 再開)

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

休憩前に引き続き、総務常任委員会を再開いたします。

去る3月3日の本会議において、総務常任委員会に付託されました事件のうち、総務部及び危機管理部所管分について審査を行います。

この後、審査を行うわけですが、質疑者あるいは答弁者は、必ず挙手をしていただき、指名の後、名前を名乗ってから、質疑あるいは答弁を行っていただくようお願いをいたします。

また、各委員の質疑におかれましては、簡明で議題の範囲を超えない発言となるように心がけていただき、御自身や他の議員の質疑が終了した後、関連質問を行う場合は、その旨を宣言し、内容が逸脱しないようにしてください。

なお、発言が明白な錯誤、趣旨不明瞭、不適切と判断した場合は、委員長におきまして、議事整理を行う場合もありますので、御了承いただきますようお願いをいたします。

最初に、議案第1号「令和7年度清須市一般会計予算案」総務部及び危機管理部所管分を議題といたします。

当局からの説明をお願いいたします。

辻収納課長。

総務部次長兼収納課長（辻清岳君）

収納課長、辻です。

議案第1号について、総務部及び危機管理部の所管分を御説明いたします。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を1画面表示にさせていただき、令和7年度一般会計特別会計予算書及び説明書の6ページを御覧ください。

第2表債務負担行為です。

一番上の庁舎整備事業は、令和８年度中に供用を開始する西館への引っ越しや、庁用備品の購入などを行うため、債務負担行為を設定するもので、期間は令和７年度から令和８年度までとし、限度額を１億７，８９８万５，０００円とします。

その下の次世代高度情報通信ネットワーク設備整備事業は、県との協定に基づき、令和７年度及び令和８年度の二箇年で工事を実施するため、債務負担行為を設定するもので、期間は令和８年度とし、限度額を６８２万７，０００円とします。

続いて、７ページを御覧ください。

第３表地方債です。

まず、起債の目的及び限度額です。

一番上の庁舎整備事業は、限度額２６億円です。下から６つ目の防災行政無線整備事業は、限度額１億５，３００万円です。

つぎに、起債の方法です。

起債の方法は、それぞれ普通貸借または証券発行です。

つぎに、利率です。

利率は、それぞれ４％以内です。

最後に、償還の方法です。

償還の方法は、政府資金及び県資金については、その融資条件によります。銀行、その他の場合には、その債務者と協定するものによります。

続きまして、１２、１３ページを御覧ください。

歳入です。

１款市税、１項市民税、１目個人、本年度４５億２，２６５万円、１節現年課税分と２節滞納繰越分です。

２目法人、本年度１０億７，３６５万４，０００円、１節現年課税分と２節滞納繰越分です。

２項固定資産税、１目固定資産税、本年度５９億６，０４２万４，０００円。１節現年課税分と２節滞納繰越分です。

２目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、本年度１，４６３万１，０００円、１節現年課税分です。

３項軽自動車税、１目環境性能割、本年度８９４万９，０００円、１節現年課税分です。

２目種別割、本年度１億３，３８９万円、１節現年課税分と２節滞納繰越分です。

4 項市たばこ税、1 目市たばこ税、本年度 4 億 5, 4 9 4 万 2, 0 0 0 円、1 節現年課税分です。

5 項都市計画税、1 目都市計画税、本年度 7 億 9, 7 3 5 万 4, 0 0 0 円、1 節現年課税分と 1 4、1 5 ページを御覧ください。2 節滞納繰越分です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局。

財政課長（服部浩之君）

財政課長、服部です。

引き続き、2 款以降の歳入について御説明いたします。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、1 目地方揮発油譲与税、本年度 3, 7 0 0 万円、1 節地方揮発油譲与税です。

2 項自動車重量譲与税、1 目自動車重量譲与税、本年度 1 億 2, 5 0 0 万円、1 節自動車重量譲与税です。

3 項森林環境譲与税、1 目森林環境譲与税、本年度 8 0 0 万円、1 節森林環境譲与税です。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、1 目利子割交付金、本年度 7 0 0 万円、1 節利子割交付金です。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、1 目配当割交付金、本年度 9, 9 0 0 万円、1 節配当割交付金です。

1 6 ページ、1 7 ページを御覧ください。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、1 目株式等譲渡所得割交付金、本年度 8, 7 0 0 万円、1 節株式等譲渡所得割交付金です。

6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金、1 目法人事業税交付金、本年度 2 億 2, 1 0 0 万円、1 節法人事業税交付金です。

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金、本年度 1 7 億 9, 8 0 0 万円、1 節地方消費税交付金です。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金、1 目自動車取得税交付金、本年度 1, 0 0 0 円、1 節自動車取得税交付金の窓口計上です。

9 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金、1 目環境性能割交付金、本年度 5, 5 0 0 万円、1 節環境性能割交付金です。

10 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、1 目地方特例交付金、本年度 9, 200 万円、1 節地方特例交付金です。前年度に比較して大きく減少した要因は、定額減税の縮小によるものです。

18 ページ、19 ページを御覧ください。

2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、1 目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、本年度 500 万円、1 節新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金です。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、本年度 28 億 5, 000 万円、1 節地方交付税です。

12 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、1 目交通安全対策特別交付金、本年度 1, 000 万円、1 節交通安全対策特別交付金です。

一段飛びまして、14 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料、本年度 1, 670 万 5, 000 円、1 節総務管理使用料です。

20 ページ、21 ページを御覧ください。

7 目消防使用料、本年度 369 万 7, 000 円、1 節消防使用料のうち、説明欄を御覧いただいて、2 行目の五条川防災センター使用料 78 万円と、その下の新川防災センター使用料 156 万 1, 000 円です。

2 項手数料、1 目総務手数料、本年度 2, 335 万 5, 000 円、1 節総務管理手数料のうち、説明欄を御覧いただいて、2 行目の行政文書の写し交付手数料 8, 000 円と、放置自転車等撤去手数料 2 万円と、その下の 2 節徴税手数料 313 万 1, 000 円です。

24 ページ、25 ページを御覧ください。

2 段目、15 款国庫支出金、3 項国庫委託金、1 目総務費委託金、本年度 104 万 9, 000 円のうち、1 節総務管理費委託金 3 万円です。

26 ページ、27 ページを御覧ください。

2 段目、16 款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金、本年度 242 万円、1 節総務管理費補助金です。

28 ページ、29 ページを御覧ください。

一番下、7 目消防費県補助金、本年度 569 万円、1 節消防費補助金です。

30 ページ、31 ページを御覧ください。

2 段目、3 項県委託金、1 目総務費委託金、本年度1 億8, 7 5 1 万1, 0 0 0 円のうち、2 節徴税費委託金、1 億1, 0 8 5 万6, 0 0 0 円と、その下、3 節選挙費委託金3, 2 3 3 万円です。

4 項県交付金、1 目市町村権限移譲交付金、本年度1 9 3 万2, 0 0 0 円、1 節市町村権限移譲交付金です。

3 2 ページ、3 3 ページを御覧ください。

1 7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、本年度2, 5 7 7 万1, 0 0 0 円、1 節土地建物貸付収入です。

2 目利子及び配当金、本年度1 万7, 0 0 0 円、1 節利子及び配当金のうち、説明欄を御覧いただき、一番下、株式配当金5, 0 0 0 円です。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、本年度3, 3 4 5 万4, 0 0 0 円、1 節不動産売払収入です。

1 8 款寄附金、1 項寄附金、1 目一般寄附金、本年度1, 0 0 0 円、1 節一般寄附金の窓口計上です。

1 9 款繰入金、1 項特別会計繰入金、1 目国民健康保険特別会計繰入金、本年度1, 0 0 0 円、1 節国民健康保険特別会計繰入金の窓口計上です。

2 目介護保険特別会計繰入金、本年度1, 0 0 0 円、1 節介護保険特別会計繰入金の窓口計上です。

3 4 ページ、3 5 ページを御覧ください。

3 目後期高齢者医療特別会計繰入金、本年度1, 0 0 0 円、1 節後期高齢者医療特別会計繰入金の窓口計上です。

2 項基金繰入金、1 目基金繰入金、本年度3 0 億5, 5 7 7 万3, 0 0 0 円、1 節基金繰入金のうち、説明欄を御覧いただき、一番上、財政調整基金繰入金1 1 億5, 5 7 7 万3, 0 0 0 円と、その下、減債基金繰入金3 億円と、その下の庁舎整備基金繰入金1 2 億4, 0 0 0 万円です。

2 0 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度2 億円、1 節繰越金です。

2 1 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金、本年度4 0 0 万円、1 節延滞金です。

3 6 ページ、3 7 ページを御覧ください。

3 段目、5 項雑入、1 目弁償金、本年度 1, 0 0 0 円、1 節弁償金の窓口計上です。

2 目雑入、本年度 9 億 9, 5 5 8 万 6, 0 0 0 円のうち、1 節市町村振興協会交付金 3, 2 4 3 万 9, 0 0 0 円と、その下、2 節総務費雑入のうち、説明欄を御覧いただき、下から 7 行目の自治総合センター助成金 3 5 0 万円と、その下、放置自転車等売却代金 1 1 万 4, 0 0 0 円と、その下、クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金 1 1 0 万円と、その下、庁舎広告掲出料 5 万 7, 0 0 0 円と、その下、西枇杷島市街地住宅除却工事等負担金 3, 7 9 4 万 6, 0 0 0 円と、その下、水利組合費徴収交付金 3 5 万 4, 0 0 0 円と、その下、水利組合費助成金 7 万 1, 0 0 0 円と 3 8 ページ、3 9 ページを御覧ください。2 行目の電話使用料 2, 0 0 0 円と、その下、コピー使用料 3 万 9, 0 0 0 円と、最後の雑収入 1, 0 0 0 円の窓口計上です。

4 0 ページ、4 1 ページを御覧ください。

8 節消防費雑入のうち、説明欄を御覧いただき、2 行目、自治総合センター助成金 7 0 万円と、その下、消防団員公務災害補償等金 1, 0 0 0 円の窓口計上と、その下、消防団員福祉共済制度事務手数料 1 万 4, 0 0 0 円と、その下、消防団員退職報償金 4 8 0 万円と、その下、ハザードマップ等売上収入 1, 0 0 0 円の窓口計上と、一つ飛んで、電話使用料 1, 0 0 0 円の窓口計上と、最後の雑入 1, 0 0 0 円の窓口計上です。

2 2 款市債、1 項市債、1 目総務債、本年度 2 6 億円、1 節総務管理債です。説明欄を御覧いただき、庁舎整備事業債です。

6 目消防債、本年度 2 億 6, 6 0 0 万円、1 節防災対策債のうち、説明欄を御覧いただき、1 行目の防災行政無線整備事業債 1 億 5, 3 0 0 万円です。

4 2 ページ、4 3 ページを御覧ください。

臨時財政対策債については、令和 7 年度の地方財政対策において、制度創設以来初めて新規発行額を計上しないこととされたため、廃目としております。

歳入は以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局。

財産管理課長（所邦治君）

財産管理課長の所です。

続きまして、歳出について御説明いたします。

4 4 ページ、4 5 ページを御覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度 7 億 4, 5 5 5 万 7, 0 0 0 円、1 節報酬から 1 8 節負担金、補助及び交付金までです。

そのうち、総務部所管は説明欄の上から 5 行目の総務費 4 8 9 万 4, 0 0 0 円、一番下の固定資産評価審査委員会委員報酬 4 万円です。

4 6 ページ、4 7 ページを御覧ください。

上から 2 行目、行政不服審査会費 1 8 万円です。

続きまして、2 目文書広報費です。本年度 4, 0 0 5 万 5, 0 0 0 円、1 節報酬から 1 8 節負担金、補助及び交付金までです。そのうち、総務部所管は、上から 6 行目の文書管理費 2 4 8 万 8, 0 0 0 円です。

続きまして、3 目財政管理費です。本年度 7 8 9 万 4, 0 0 0 円で、1 0 節需用費から 1 7 節備品購入費までで、財政管理費 3 7 9 万 8, 0 0 0 円と法規管理費 4 0 9 万 6, 0 0 0 円です。

続きまして、5 目財産管理費です。本年度 4 1 億 7 1 7 万 4, 0 0 0 円、1 節報酬から 4 8 ページ、4 9 ページを御覧ください。2 6 節公課費までです。

4 6 ページ、4 7 ページに戻っていただきまして、上から 3 行目の財産管理費 5, 8 3 4 万 7, 0 0 0 円、庁舎費 4 0 億 3, 9 6 5 万 1, 0 0 0 円、契約検査費 1 5 3 万円です。

4 8 ページ、4 9 ページに戻っていただき、基金管理費 1 万 3, 0 0 0 円です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局。

総務部次長兼総務課長（檜本雄介君）

総務課、檜本です。

そのまま、4 8、4 9 ページをお願いいたします。

一番下の欄になります。8 目公平委員会費、本年度 1 3 万 9, 0 0 0 円、1 節報酬から、次のページ、5 0、5 1 ページをお願いします。1 8 節負担金、補助及び交付金までです。

9 目自治コミュニティ振興費、本年度 8, 6 5 4 万 5, 0 0 0 円、1 節報酬から 1 8 節負担金、補助及び交付金までで、市政推進委員費 3 4 2 万円、コミュニティ推進費 6, 4 4 2 万 4, 0 0 0 円、コミュニティ施設費 1, 7 9 7 万 9, 0 0 0 円、清洲コミュニティセンター費 7 2 万 2, 0 0 0 円です。

1 0 目交通防犯対策費、本年度 4, 1 6 9 万 4, 0 0 0 円、1 節報酬から 1 8 節負担金、補助及び交付金までで、交通安全対策費 2, 8 2 6 万 5, 0 0 0 円、防犯対策費 6 3 2 万 2, 0 0 0

円です。自衛官募集費 3 万円は、危機管理課所管になります。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局。

税務課長（酒井雄一郎君）

税務課長の酒井です。

税務課と収納課所管について御説明いたします。

50 ページ、51 ページの下段を御覧ください。

2 項徴税费、1 目税務総務費、本年度 2 億 6,309 万 2,000 円、1 節報酬から 1 枚跳ねていただきまして、52 ページ、53 ページを御覧ください。22 節償還金、利子及び割引料まででございます。税務管理事務費と過誤納金還付金等費です。

続きまして、2 目賦課徴收费、本年度 1 億 2,114 万 8,000 円、10 節需用費から 18 節負担金、補助及び交付金までです。市税課税费と市税等収納費です。

税務課と収納課所管は以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局。

総務部次長兼総務課長（檜本雄介君）

総務課、檜本です。

そのまま一番下の段をお願いいたします。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費、本年度 104 万 4,000 円、1 節報酬から次のページ、18 節負担金、補助及び交付金までです。

2 目選挙常時啓発費、本年度 21 万円、7 節報償費から 10 節需用費までです。

3 目参議院議員通常選挙費、本年度 3,422 万 2,000 円、1 節報酬から 17 節備品購入費までです。

4 目市長選挙費、本年度 3,339 万 3,000 円、1 節報酬から 18 節負担金、補助及び交付金までです。

5 目市議会議員選挙費、本年度 808 万 5,000 円、1 節報酬から 17 節備品購入費までです。

総務課所管分は以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局。

財産管理課長（所邦治君）

財産管理課長の所です。

続きまして、72、73ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、説明欄の一番下、新保健センター整備費3,957万1,000円のうち、庁舎南館の現在の1階新保健センター部分を除く現在の地下及び現在の2階部分が総務部所管となります。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

危機管理課長の舟橋です。

続きまして、90ページ、91ページを御覧ください。

2段目の9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、本年度7億8,861万2,000円、18節負担金、補助及び交付金で、広域常備消防費です。

2目非常備消防費、本年度1億1,511万7,000円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までで、消防団費5,971万2,000円です。

3目消防施設費、本年度4,799万1,000円、10節需用費から26節公課費までで、消防施設費4,580万円と消防車両費219万1,000円です。

4目防災対策費、本年度4億1,747万8,000円、1節報酬から、次の92ページ、93ページを御覧いただき、18節負担金、補助及び交付金までで、危機管理部所管は、もう一度90ページ、91ページへお戻りいただきまして、防災対策費5,475万円、再度92ページ、93ページへお進みいただき、水防対策費597万3,000円、防災行政無線費1億7,498万8,000円、五条川防災センター費1,647万2,000円、新川防災センター費1,409万8,000円です。

つぎに、106ページ、107ページを御覧ください。

2段目の11款公債費、1項公債費、1目元金、本年度20億7,143万6,000円、22節、償還金、利子及び割引料で償還金元金です。

2目利子、本年度8,088万7,000円、22節償還金、利子及び割引料で、償還金利子

です。

12款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度3,000万円、28節予備費です。

総務部、危機管理部所管分の歳入歳出の説明については以上となります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

御苦労さまです。

以上で説明が終わりました。

ここで質疑に移りますが、歳入については一括して質問を受けますので、よろしくお願いいたします。

それでは、歳入について質問のある委員の挙手を求めます。

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千重紀君）

土本です。

歳入の市税のところでお伺いをしたいと思います。

12ページ13ページと、あと主要施策の6ページのところでお伺いをしたいと思いますけれども、施政方針にもありましたけれども、今年度は増収の見込みがあるということで書かれていましたけれども、この市民税と固定資産税が大幅に増えるということは、非常にいいことだと素直に思うんですけれども、この辺りどのように増加の見込みをされて、この金額を出されているのか、教えていただければと思います。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

税務課長（酒井雄一郎君）

税務課の酒井です。

ただいま土本委員の御質問にありました件についてお答えさせていただきます。

まず、市県民税につきましては、令和6年度でもって定額減税が終了することと、あとさらに令和6年の給与所得者の賃金の上昇が見込まれますので、そのことを見まして3億7,000万円の上昇ということで予算計上させていただいております。

さらに、固定資産税につきましては、土地については今年度は据置き年度に当たりますので、大幅な増加等はございませんが、家屋につきましては、昨年約350棟ほど新築家屋がございま

したので、約8,500万円ほどの予算増を見込んでおります。

つぎに償却資産ですが、償却資産につきましても、企業のほうが好調ということで、3,390万円ほどの予算を見込んでおります。

そのようなことで、今年度予算を増加ということで見込ませていただきました。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

土本です。

詳しく教えていただきありがとうございました。たくさん定額減税の影響も今年は少ないということと、新しいお宅が350件ほどということで、たくさんの方が転入して見えて、こちらで税金をお支払いいただくんだな、ということがよく分かりましたので、ありがとうございます。

あともう一点、収納のほうでお聞きをしたいと思うんですけれども、まだ令和6年度終わっていないんですけれども、現在の税金は皆さん100%払っていただいて、というのが当然だとは思っているんですけれども、なかなかそういった事情にはいかない理由もありますけれども、現在分かる範囲内で、徴収率を教えてくださいと思います。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼収納課長（辻清岳君）

収納課長の辻です。

今、委員おっしゃられましたように、年度の途中ということで、2月末の収入状況ということでお答えさせていただきたいと思います。

まず、個人の市民税ですね、こちらは、2月末以降にですね、到来する納期限につきましては、まだこれから収入がされるということですので、今から申し上げる率に関しましては、1月末の納期限までの分ということで御理解いただければと思います。

まず個人の市民税は97.62%ということで、こちらは、前年同月対比でプラスの0.04ポイントとなっております。

法人市民税については97.48%で、こちらはマイナス1.30ポイント、固定資産税につきましては99.37%で、こちらはプラスの0.01ポイントです。

軽自動車税は97.83%で、プラスの0.05ポイントとなっております。

滞納繰越分につきましては、個人市民税が24%で、マイナスの2.18ポイント、法人市民税は12.39%で、プラスの4.20ポイント、固定資産税は42.90%で、プラス15.64ポイント、軽自動車税は16.22%で、プラスの0.15ポイントということになっております。

税目によって、いろいろプラス・マイナスあるかと思うんですけど、一番影響を受けているのが、今のところ法人市民税のマイナスの1.30ポイント、現年度分なんですけれど、こちらに関しましては、3月に入ってからですね、当初の3日間ほどで1,800万円ほどの収入がありましたので、今時点でということになりますと、法人市民税の収納率も前年度とさほど遜色がありませんので、トータルして、昨年度を、今のところは若干上回っているような感じで認識はしておりますので、引き続き出納閉鎖に向けて、率を落とさないように努力をしていきたいと思っております。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

土本です。詳しくありがとうございました。

令和6年度、分かる範囲内の徴収率をお聞きしたんですけれども、これを踏まえてですね、令和7年度、このパーセントにしようという、なかなか数字ちょっと厳しいと思うんですけれども、令和7年度は、収納課としては、どのように税金のほうをいただいていくのか、どのようにちょっと考えてみえるかだけお聞かせください。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼収納課長（辻清岳君）

収納課の業務につきましては、特別なことというのは、あんまり考えにくいところではありますけれど、やるべきことを一生懸命やっていくという中で、例えば、今ですと、毎週月曜日に、夜間残って電話催告をしたりですとか、あとは、土日を使って、休日の臨戸徴収ということで、直接お宅まで行って納税の相談をさせていただいたり、あとは、それでもまだ納税意欲のない方も中にはいらっしゃいますので、そういった方については、財産調査というのを積極的に進めた

上で、財産があればということになるんですけど、差押えのほうもやっていきながら、率のほうを守っていきたいと思っております。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

非常に休みの日とか、また毎週月曜日にこういった徴収活動されているということで、大変お世話をかける部署だと思いますので、また令和7年度も引き続き、収納率を上げるためにも、また努力をお願いしたいと思います。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

他に、歳入について質疑のある委員の挙手を求めます。

高橋委員。

高橋哲生委員

6ページの債務負担行為のところでお尋ねします。

庁舎整備事業で、令和7年度から令和8年度までで1億7,898万5,000円ということなんですけど、これの内容をもうちょっと詳しく教えてください。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

財産管理課長（所邦治君）

弁財産管理課長の所です。

1億7,898万5,000円の内訳のほうを答弁します。

まず引っ越し業務、これは令和8年5月、西館へ移動するものです。これが3,744万2,000円、それと、西館増設に伴う電話設備の整備工事、こちらのほうが1,054万9,000円、それと電話交換室移設に伴う電話交換中継台の整備工事が125万円です。それと、電話録音告知及び録音システムの設置工事、こちらのほうが821万9,000円でございます。

階数変更に伴うエレベーターの改造工事ですね、こちらのほうが、302万5,000円です。それで、西館防犯センサーの設置工事が300万円、階数変更に伴うサイン改造工事が550万円、それと増築改修工事に伴う備品購入ということで、西館の備品でございますが、1億1,0

〇〇万円を見ております。

合計いたしますと、１億７，８９８万５，０００円になります。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

高橋委員。

高橋哲生委員

細かくありがとうございました。備品購入が多いということですね。

債務負担行為にする理由というのはあるんですか。何なんでしょうか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

財産管理課長（所邦治君）

年度をまたぎますので、令和７年度から８年度までの債務負担行為として上げてあります。

以上です。

高橋哲生委員

結構です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

他に歳入について質疑のある委員は、おみえになりませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

なければ、ここでお昼の休憩を取りたいと思います。

再開は２時を予定いたします。

（ 時に午前１１時４７分 休憩 ）

（ 時に午後２時 再開 ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、歳出４４ページ、４５ページで質疑のある委員の挙手を求めます。

よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ないようですので、次、４６ページ、４７ページで質疑のある委員の挙手を求めます。

高橋委員。

高橋哲生委員

高橋です。

財産管理費の庁舎費です。庁舎整備費。今、もう工事、増築のほう進んで、くいを抜いたりしているところだと思うんですけど、前、同じことをまた繰り返しになるんですけど、この工事、間違いなくちゃんと期間内に完了するのでしょうか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

財産管理課長（所邦治君）

財産管理、所です。

以前も答弁させていただいておるんですが、期間内に完成できるように、しっかりと業者との打合せですね、あと協議、財産管理のほうもしっかり見ておりますので、来年の３月末には必ずできるように頑張っております。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

高橋委員。

高橋哲生委員

もちろん頑張っていただかなきゃいけないと思うんですけど、できるようなめどというか、どういった工事のスケジュールかが分かればお示しいただきたいんですけど。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

財産管理課長（所邦治君）

はい。財産管理、所です。

スケジュール、大まかなものにはなるんですが、現在、南館は議場の内装撤去、西館は旧新川体育館のくいの引き抜き撤去、ここは必要箇所のみでございます。行っております。

今後についてなんですが、南館は外部足場を設置して、外壁工事に着手して、確定申告終了次第、南館なんですが、３階部分、今の産業課、監査、財政があるあのフロアですね、あのフロアに着手してまいりたいと考えております。

また西側につきましては、くいの撤去後、基礎工事に着手して、躯体の建設に入っていきたいというふうに思っております。大まかではございますが、今後のスケジュールがこういう形になります。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

高橋委員。

高橋哲生委員

何月に大体これぐらいできてるよ、とかというような、そういった具体的なスケジュールが出ませんか。3か月ごとぐらいでも結構なんですけど。もう既に3か月ぐらいたっているんですよね、今始まってから。

財産管理課長（所邦治君）

くいの関係を今やっております。7月ぐらいから、基礎工事のほうに入って、だんだん躯体のほうへ、そこまでしか決まっていらないんですが、7月ぐらいから翌年の年明けぐらいまでで、躯体のほう、完成をさせたいと思います。

その後、旧配管ですね、電気や給水のほうがありますので、それをやって、3月までに完了ということで、まだ大まかではございますので、こういう答弁でお願いしたいなと思います。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

高橋委員。

高橋哲生委員

ありがとうございました。

素人考えで申し訳ないんですけど、かなりタイトで、本当に大丈夫かなというような心配はしているところで、急いでやることによって、何か問題とか、手抜きとか、手抜きというのはちょっと言葉悪いかもしれませんが、何かあるといけませんので、そういった何かマイナスなことがないように、進めていただければなと思います。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

他に46、47ページ、質疑のある委員の挙手を求めます。

高橋委員。

高橋哲生委員

西枇杷島庁舎解体のほうでお尋ねしたいんですけど、こちら黄色い本のほうで、解体費の中で、西枇杷島庁舎跡地利活用検討業務1，190万円と出ているんですけど、これについて、ちょっと詳しく説明をお願いします。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局。

財産管理課長（所邦治君）

財産管理課長の所です。

西枇杷島庁舎の解体をどういう形で利活用していくかということで、予算のほうを上げさせていただいております。

解体後、どういう形で、西枇杷島庁舎の跡地がどういうふうに使ったら行政需要が上がるのかとか、そういうことを、利活用をどういうものがふさわしいのか、そういうのも含めて、検討していくという業務でございます。

簡単ではございますが以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

高橋委員。

高橋哲生委員

すいません、質問の仕方が悪かった。誰がどのように、いつまで検討するのか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

財産管理課長（所邦治君）

財産管理課長の所です。

これは、委託をかけますので、それでプロの目から、あそこの跡地がどういうものがふさわしいのかというのを決めるものでございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

高橋委員。

高橋哲生委員

プロのどなたに委託するかとか、もう決まっているんですか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

財産管理課長（所邦治君）

専門業者になると思います。コンサルになると思います。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

高橋委員。

高橋哲生委員

これは、その検討業務というのは、どれぐらいのスパンで行うんですか。いつまでに、だから結論が出るのか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

財産管理課長（所邦治君）

財産管理課長の所です。

年度内には、決定したいというふうで考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

総務部長。

総務部長（岩田喜一君）

総務部長、岩田です。

いつまでということはまだスケジュールは決まっておりません。検討を十分に尽くして、よりよいものをつくるということで、年度末に、今回令和7年度の予算を計上しておりますけれども、令和8年度も検討は続くことも想定をしております。

以上です。

高橋哲生委員

そういうことね。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

高橋委員。

高橋哲生委員

分かりました。まだそういう想定なんですね。

コンサルにプロの目で考えてもらうということなんですけど、何か市民の方々を巻き込んだり

するような手法とか、そういうことは考えているんですか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

財産管理課長（所邦治君）

財産管理課長の所です。

既に、市民の方から、はっきり申し上げますと、3名の方から御意見のほういただいております。メールにて。

内容のほうは、現状の利用形態をそのまま存続できないかということでございました。ふだんから集会施設、西枇杷島会館、花咲公園、そして、飲食店ミノルさん入っておるんですが、そこを利用されている方からのものだと思います。

市民からの意見、提案をどのようにお聞きするかにつきましては、この業務の中で、専門的見地を踏まえて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

高橋委員。

高橋哲生委員

これ、西枇杷の、という言い方をしたら、ちょっといかんかもしれませんが、まちの真ん中であって、まちの顔のような施設だったわけですね。その跡地ということで、いろんな期待だとか思いだとかというのはあると思うんです。

そういった市民、もちろん全市的な考えも持たなきゃいけないとは当然思うんですけど、地域の声だとか、市民の声を聞いて、ぜひ、いい利活用ができるように検討をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

よろしいですか。

高橋哲生委員

はい。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

他にこのページで質疑のある委員の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ないようですので、私のほうから質問をさせていただきますので、委員長の職務を副委員長に交代いたします。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

副委員長の土本です。

これより、暫時委員長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑を受けます。

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

今、高橋委員からも質問があった西枇杷島庁舎等解体費というところで質問させていただきますが、こちらの表にあります概要の方です。委託料の中の西枇杷島庁舎等解体設計に関わる発注者支援業務とあるんですが、これのちょっと内容説明をお願いしたいんですけど。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

所財産管理課長。

財産管理課長（所邦治君）

これにつきましては、愛知県住宅供給公社のいわゆる発注者支援業務ということで、やはり大きな工事でございますので、こちら側に立っていただいて、公社に入っていただいて、しっかりと工事ができるのかというのを見ていただく業務でございます。

以上です。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

すいません、ちょっと理解ができなかったんですけど、発注者というのは清須市なんですか、URなんですか。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

所課長。

財産管理課長（所邦治君）

発注者は清須市です。発注者の支援です。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

これ今回のこの予算を見ますと、まだこれ解体設計の前段階ということになるんですか。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

所課長、答弁。

財産管理課長（所邦治君）

財産管理課長、所です。

解体設計の審査ということになります。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

この上に解体のための設計業務を行うとして、この支出が書かれているわけですけど、これ設計事務所をお願いするんですよね、積算については。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

所課長、答弁。

財産管理課長（所邦治君）

所です。

コンサル、いわゆる設計事務所に、委員のおっしゃられるように発注いたします。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

そこの関係だけでは十分ではないので、この支援業務をまたお願いするということですか。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

所課長。

財産管理課長（所邦治君）

そのとおりでございます。

十分ではないということではないんですが、さすがに私どもも素人ですので、設計会社がきちっとやってくれているかというのを、こちらのほうに立っていただいて、発注者のほうに立っていただいて、しっかりと見ていただくということになります。

以上です。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

その設計の前段階で、これ設計を依頼する業者は、解体の当然プロだと思うんですわ。そこでは、やっぱり不安があるんですかね。何か余分な予算のように感じるんですけど。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

所課長、答弁。

財産管理課長（所邦治君）

所です。

不安というわけではないんですけれども、やはり第三者の目というか、こちらのほうには立っていただくんですが、その方がしっかりと工法だとか、いろんなものが適正かどうかというのを見ていただいたほうが、よりしっかりとした解体工事が進捗できるということで、発注者支援のほうを計上させていただいております。

以上です。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

この支援業務をお願いする先よりも、設計事務所のほうがしっかりしているというような感じですけど、何か、何でちゃんとしたとこの設計事務所、入札で決められるんだろうけど、ただ数字だけで決めるわけでもなく、やっぱり経験とか、今までの状況を見て決められると思うんだけど、それにまだこの費用がかかるのかなと思うんですけど、分かりました。

もう一点お聞きしたいのは、前の委員会でしたか、議会のほうで、他の議員の方から、解体費の案分はどうするんだということで、何の会だったかちょっと記憶がないんですけど、面積割ですと、そういうお話を聞きました。

今回のこの設計業務に関しての案分はどうなってます。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

所課長、答弁。

財産管理課長（所邦治君）

財産管理課、所です。

今回の西枇杷島庁舎の解体設計業務は、これは覚書で決められております、建物につきましては面積案分でやっております。率といたしましては、清須市が27.49%、URが72.51%、汚水処理につきましては、建設当時の人槽割合、これで覚書が結んでありますので、清須市が44.41%、URが55.59%になります。

今回の解体設計につきましては、汚水処理も関係してきますので、今申し上げました面積案分と人槽割合、そちらのほうを合算して組んであります。

以上です。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ここの建築物の場合は、ちょっと特殊といいますか、課長さん分かってみえると思うんですけど、汚水処理の浄化槽が、ここの土地の中にないということで、道路を横切って離れたところにあると。そちらのほうの解体も、案分が決まっているよってということで理解してよろしいんですよね。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

所課長。

財産管理課長（所邦治君）

建物から汚水処理場に行くまでの間でありますので、こちらのほうも、今申し上げました案分でやらさせていただきます。

以上です。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

これ、どのように配管入っているのか、ちょっと明細僕には分かりませんが、話に聞きますと、幼稚園のほうも通っているとか、幼稚園は通ってないけど幼稚園の前の排水は、ここの浄化槽を使っていたと、そういうこともあるんですが、そのような決めが前もってあって、今回あの地区は下水道整備終わっている地区で、多分、本舗装も終わっちゃっているのかな。その中で、今回、庁舎を壊して、浄化槽も撤去するとなると、また道路を掘らなあかんという話が出てくる。

その辺の負担も、当然URとは案分がされるということで、今回の工事の中で、全て見込むということで設計されると理解してよろしいですかね。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

所課長。

財産管理課長（所邦治君）

財産管理課長の所です。

今、委員がおっしゃったとおりでございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

最後にもう一点。先ほど、ちゃんとしたコンサルを入れて、跡地利用を考えていくんですよ、ということと言われたんで安心しておりますが、高橋委員からも出ましたが、地域住民の声というのも、周りには他に公共施設もございませんので、いろんな思いを持ってみえる方が多いし、当然、旧庁舎があったところですので、それなりのというか、希望というのは、多分地域住民の中には強くあると思いますんで、その辺の意見をどこかでくみ取っていただけるような機会を持っていただけるとありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で結構でございます。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

以上で伊藤委員の質疑を終わります。

これにて、私の委員長の職務を終了し、伊藤委員と交代いたします。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

失礼いたします。

では、続きまして、48、49ページで質疑のある委員の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ないようですので、次、50ページ、51ページで質疑のある委員の挙手を求めます。

天野委員。

天野武蔵委員

天野でございます。

51ページの上のほうの段の自治会活動費補助金の関係、6,267万円ですか。この件のう

ちの主要施策の概要の44ページです。こちらの真ん中一番下のほうに、自治会デジタル化事業推進事業、50万円、これ新しい内容じゃないかなと、新しい予算じゃないかなと思うんですけど、具体的にどのようなことをされるのか、どのようなことに関しての予算かお聞きします。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼総務課長（檜本雄介君）

総務課、檜本です。

この自治会のデジタル化推進事業についての補助金ですが、自治会の役員の負担を軽減するために、デジタル技術を活用した情報共有を進める取組に対し、補助金を交付してまいります。

具体的な内容としましては、この事業費補助金、既存のこの補助金のメニューに追加をいたしまして、1自治会当たり10万円を上限にして、10割の補助としております。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

天野委員。

天野武蔵委員

この補助金のメニューですね、メニューというのは具体的にどのようなものに関して補助をされていかれるんですか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼総務課長（檜本雄介君）

総務課、檜本です。

ホームページや電子回覧板、あと個別だとか、一斉配信ができるようなシステム、こういったものの導入のイニシャルコストですね、こういったものや、回線、そしてサーバーなんかのランニングコスト、デジタル化を進めていくために必要な経費、細かいところで申し上げますと、導入するための操作説明会や会議費など、今言ったこと以外にも、こういったデジタル関連というのは、非常に技術進歩が早いものですから、想定外の対象も考えております。

こういったところも広く解釈して、支援をしていくという内容でございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

天野委員。

天野武藏委員

今、デジタル化の推進は非常にいいことだと思いますけども、この清須市の自治会、どれぐらいブロックちょっとあるか、80か90あるかちょっとはつきり分かりませんが、その中でどのぐらいの自治会がこういうホームページ持ったりして、今運営してみえるところってございますか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼総務課長（檜本雄介君）

総務課、檜本です。

全自治会は93自治会ありまして、その中で多数の自治会が、既にLINEなどを活用して、業務というか活動をしております。

その中でも、特に三つの自治会さんがホームページなんかを立ち上げまして、情報共有、そして先進的な取組をしているということで承知しております。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

天野委員。

天野武藏委員

今、三つの自治会ということで、93もあって、その中で三つだけというのがまだまだかなと自分も思うんですけど、こういう進めるに当たっての補助金は、非常にいいことだと思うんですけど、うちの、うちと言っておかしいんですけど、地元の上条ブロックですね、上条ブロックのことをちょっと申し上げると、これは参考にして聞いていただければ、これからの他のブロックに対しての啓発の参考にしていただければと思うんですけど、令和3年に役員さんのほうから、こういうホームページをつくってと、若手の役員さんのほうからホームページを立ち上げたらどうですかという話があって、いいんじゃないんですかという話で立ち上げしていただいて、令和4年から上条ブロックはやっているんですが、このホームページのアクセス数、年間に、令和4年度は約2万3,000回、令和5年度は約2万8,000回、それから令和6年が3万件ぐらいのアクセス数があるということで、徐々にやっぱりうちの地区も増えてきているということは、いいことじゃないかなと思います。

1日の平均だと80何回というのが平均なんですけど、1日の最高で一番いいのが、令和5年の時点は、清須元気商品券のページをしっかりと、この中にはやっぱり、ホームページの中には清須の事業なんかも載せてありますので、それが一番見られたということ、それから令和6年はごみの日のページとか、1日で最高700回ぐらい見られるとか、そういう非常に若い方がこれからはやっぱり自治会を盛り上げていくに当たっては、こういうデジタル化はもう外せないと思うんですよね。ぜひともこういう形で進めていただけたらと思います。

また、上条地区内は、公式LINEがありまして、公式LINEに登録してもらうということで、公式LINEに登録してみえる方が、今138名ほどあります。上条地区だけで、ブロックで。その間の開封率ですね、このLINE自体でも、まだお金はかかるんですね。これもお金かかるんですけど、平均開封率が88%ということで、かなりの方がやっぱりLINEで配信すると、見とっていただけるということで、これに関しては、先ほどのような、これからの予算ですけど、上条地区としては、やっぱり令和5年度ぐらいが、立上げから含めて、9万円ぐらいとか、2年目、3年目、ちょっと安くなったりしても、7、8万円、だから、この立上げのためじゃなくても、今、課長言われたように、ランニングコストも、やっぱりしっかりこれからも見ていただけるように、しっかりと啓発していただければと思います。

やはり、町内会というのは、やっぱりこれから若い方が、やっぱり若い方を取り込むには、こういうデジタル系、ITは絶対必要だと思いますので、どんどんどんどん進めていっていただきたいと、今の例は、いい例かどうか分かりませんが、うちの地元では、こんなことをやっているということで、啓発の参考にいただければ、ちょっと長く申し上げたけど、よろしくお願いします。

一応以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

他に質疑のある委員の挙手を求めます。

浅妻委員。

浅妻奈々子委員

浅妻です。

すいません、今の関連で、これ非常にいい取組だと思うんですけども、これから市民の皆さんに周知していただけると思うんですが、例えば、新年度の市政推進委員さんたちの会合でお話するとか、もう既に具体的にお知らせする場が決まっていれば教えていただきたいと思います。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼総務課長（檜本雄介君）

総務課、檜本です。

この内容につきましては、4月の市政推進委員会の中で御説明をさせていただきます。

以上です。

浅妻奈々子委員

ありがとうございます。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

よろしいですか。

浅妻奈々子委員

はい。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

高橋委員。

高橋哲生委員

公式LINEですね、あれ、月に5,000円とか1万5,000円とかかるんですよね。結構お金がかかるんだけど、多分あれ無料にできる方法があると思うんですけど。あと、LINEのほうと話をして、公共性のあるものとかだと無料にしてもらえないかなと。

ちなみに、市の公式LINEってお金払っているんですか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

人事秘書課長（岡田善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

本市はじめ公共的団体については、無償のプランがございますので、本市の運営は無償で行っております。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

高橋委員。

高橋哲生委員

高橋です。

何かそこら辺の、ちょっと役所が例えばかんで、無料にできるような何か支援とか、もし可能であるならば、それをやってあげると、市のほうもこれ負担もかからないし、すごくいいことなので、ちょっとそこら辺も研究していただけるといいのかなと思います。よろしくお願いします。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

他に質疑のある委員の挙手を求めます。

松川委員。

松川秀康委員

松川です。

自転車利用者用ヘルメット着用促進事業補助金なんですけれども、これって実際効果としては、どれだけ着用率だとか、あと事故が起きたとき、着用の有無等から、けがの度合いがどれぐらい違うかとか、その辺の効果はどうなんでしょうか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼総務課長（檜本雄介君）

総務課、檜本です。

まず、こちらの補助金の実績という形で、まずお話しさせていただきますと、例年予算を組ませていただきまして、本年度、締切りは終わっておりまして、420件の中で417件の申請がございました。毎年、9割前後のところまでは補助をいただいておりますので、大変喜んでいただけているというふうに感じております。

今、委員のおっしゃられましたヘルメットをかぶることによっての事故率というか、死亡の具合については、私どものほうでは、ちょっとデータを持ち合わせてはおりません。聞くところによりますと、西枇杷島管内の事故状況の説明会の中では、やはりヘルメットをかぶっていない方が、かなりの確率で命を落とされるということでございます。

着用率につきましては、これは全国平均になりますけど、17%だそうです。愛知県はやはりちょっと低くて、10.5%ということでお聞きしております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

松川委員。

松川秀康委員

ヘルメットもそうなんですけれども、自転車の保険なんです、自治体によっては義務づけている自治体があるみたいで、あと企業なんかは事前に自転車通勤の人には必ず自転車の保険入るようにしている企業もあるみたいなんです、それについては、取組はどうでしょうか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼総務課長（檜本雄介君）

総務課長、檜本です。

保険加入につきましては、道交法の改正により、これは義務づけられております、現在。

ヘルメットの着用につきましては努力義務ということになります。

以上でございます。

松川秀康委員

ありがとうございます。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

他に質疑のある委員の挙手を求めます。

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

土本です。

すいません、今のヘルメットのところでお聞きしたいんですけれども、今年度417件ということで、見込み数大体予想どおりというところで、今お話しいただいたんですけれども、これやはり高齢者の方の申請のほうが、割合的には多いんでしょうか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼総務課長（檜本雄介君）

この補助金の制度につきましては、令和6年まで4年間実施してまいりました。

そのうち高齢者のほうが多かったというのは、令和5年度だけです。こちらの、理由というのが、令和5年4月に、先ほど申し上げました道交法の改正がありまして、全国的に、マスコミだとか、テレビニュースだとかでやったという影響だと思われます。

実績で申し上げますと、その年が6対4の割合で高齢者のほうが多かったんですが、その他の

年度につきましては、ずっと逆転現象で、児童生徒が6割という形になっております。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

土本です。

ありがとうございます。一時ヘルメットが自転車屋さんで買えないという案件があったと思うんですけど、最近では皆さん自転車に乗られる方、割とヘルメットかぶってみえる方、まちなかでよく見かけますので、毎年420件の予算立てて見えたので、まだまだあるのかなというので、でちょっとお聞きしたんですけども、よく分かりました。ありがとうございます。

続けてよろしいでしょうか。

特殊詐欺のところでお伺いをしたいと思うんですけど、主要施策の57ページのところで、令和5年度の購入費を補助したのが24件とあったんですけど、令和6年度、今現在、この補助をした件数というのは分かる範囲内で教えていただけますか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼総務課長（檜本雄介君）

総務課、檜本です。

1月末現在でございますが63件です。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

土本です。

当初、令和6年度の去年のこの予算のときには30件の見込みとなっていたんですけど、かなり予想以上に、この申込みというか、申請があったということですね。そうですね。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼総務課長（檜本雄介君）

総務課、榎本です。

そのとおりでございます。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

それも踏まえて、令和7年度は80件と、それぐらいあるかもしれないということで見込まれているということで、最近、すぐメールでも、大変この特殊詐欺のことがよく発信されていて、割と身近なところにも、こういったちょっとおかしい電話というのがかかってくるんですけど、総務課のほうに電話をされる方ももちろんいると思うんですけど、警察のほうへも、西枇杷島警察のほうにも電話されたりすると思うんですけど、その辺りの連携というんですか、警察のほうに電話をしたほうがいいのか、総務課のほうにこういう電話かかってきましたよというのをかけたほうが、発信をしてくれるようになるには、どっちへかけたほうがいいのかというのは、ちょっと疑問に思うところなんですけど、そちらの辺りはいかがでしょうか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼総務課長（榎本雄介君）

総務課、榎本です。

結論から申し上げますと、警察のほうに直接お電話をしていただきたいと思います。

この理由といたしましては、警察のほうも、やはり誤った情報を流すわけにはいかないものですから、非常に、状況につきまして詳しく聞き取りをします。私どものほうからその情報を受けて、警察のほうに当然情報伝達はするんですが、やはり私どもも全部聞き取れていないと、警察が欲しい情報が聞き取れていないことも多いものですから、直接お電話していただけるように御案内をさせていただいております。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

土本です。

警察のほうに電話するように、ちょっと聞かれることもありますので、うちにこういった電話

があったんだよねということで、お電話いただくこともありますので、警察のほうに一報をということで、御案内したいと思いますし、我が家にも、自宅にもかかってきたことありまして、留守番電話、今ずっとしているんですけど、2時間後に何かお金を払わないと何かが止まるみたいな、よくすぐメールでも発信していただいているような内容も身近なところで起きてますので、またその都度、発信していただけると非常に助かると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

他に質疑のある委員の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ないようでしたら、私のほうから質疑を行いますので、土本副委員長、よろしくお願ひいたします。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

副委員長の土本です。

これより、暫時委員長の職務を行いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、質疑を受けます。

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

一点確認なんですけど、先ほど天野委員からも御指摘がありました自治会デジタル化推進事業のところでお聞きしたいと思います。

概要の44ページのほうなんですけど、こちらのほう、これ私の認識では、地域コミュニティはブロック単位でやってくんだよというのが、市の今までの方針であったと。とはいえ、旧町からずっと持っている集会所とかとある、集会所の補助金は町内会単位で持っているものに対しても出しますよと。ただ、申請はブロック長のほうからお願いしますという認識であったんですが、今回、このデジタル化推進事業は、自治会に対して出すと。

そうすると、この同じ表の中に、ブロックに対してこういう目的で補助金出しているんですよということが書かれとるんですけど、これブロックからの申請じゃなくていいんですかね、これ。自治会ごとで今度やってく。そんで今後も、こういう補助金のつけ方を町内会につけていくとい

うことは、今後も増えてくるということ、これ。方針が何か変わったんですか、これ。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

檜本課長、答弁。

総務部次長兼総務課長（檜本雄介君）

総務課、檜本です。

この補助金関係につきましては、おっしゃるとおりブロックを通してやっていただくということが、もう大前提でございます。

ただ、今回のデジタル化推進事業につきましては、自治会単位でやらせていただくように、要綱を改正させていただいております。

理由といたしましては、自治会ごとにやはり環境が違いますので、ここを既存のルールに当てはめていくということは、非常に推進するのに厳しいんじゃないかというところが一つございます。

今後につきまして、じゃあそういうことで、自治会単位にするかというような考えは持ち合わせておりませんので、よろしくお願いいたします。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ごめん、ちょっと理解力がない、申し訳ない。最後に言われた、自治会単位で、他の事業に対しては自治会単位でやるつもりはないですよということですか。

総務部次長兼総務課長（檜本雄介君）

はい。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ほんで、これ、例えばブロックでやりたい場合はどうされるんです。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

檜本課長、答弁。

総務部次長兼総務課長（檜本雄介君）

総務課長の檜本です。

ブロック内でやりたいというお話ですね。現在のところ、今お話されまして、想定はしておりませんが、そういったことであれば、支援できるような形を整えていくということになるかと思

います。

以上です。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

今後も、これ以外のものについては、自治会との事業を補助金を増やしていくとか、そういうことは考えていない中で、いや、僕はどちらかと言うと、市のほうは、これコミュニティはブロックでお願いしますということを言い続けてきたんで、今ここで、これだけなんですわという話じゃなくて、できることならブロックでデジタル化を推進したらどうですかというお話のほうが、何か正論のような気がするんですけど、これ、この文字だけ見ますと、何か自治会でデジタル化するのがいいんですよ。何かつじつまが何か合いづらいんで、もうちょっとこれ予算を下ろすときには、本来の市が目的とするコミュニティの在り方、補助金の在り方というところが、ぶれていないのであれば、そういった中で、一部自治会については認めざるを得ないとか、そういうことならまだ分かるんですが、今のこの説明ですと、まるで自治会ごとで、これは認めるんですわという話では、ちょっと今までと筋がずれてきたような気がしてしまうんですけど、ちょっと心配しとるんですけど、その辺で、もしくは御意見があれば伺います。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

檜本課長。

総務部次長兼総務課長（檜本雄介君）

総務課、檜本です。

おっしゃられるとおり、ブロックで進めていただくという考えは、ちょっと想定はしておりませんでしたが、おっしゃるとおり、ブロックの中で、推進していただければそれが一番いいお話だと思います。

ただ、やはり、地域によって非常に温度差があるというか、やり方、運営の仕方が違いますので、これをブロックで進めるということ自体がちょっと難しいのかなという、これが先ほどの説明になりますが、このところで御理解いただければと思います。

以上です。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ブロックでやりたいところについては、同じように予算をつけていただけるということですか。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

檜本課長。

総務部次長兼総務課長（檜本雄介君）

そのとおりです。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

以上で、伊藤委員の質疑を終わります。

これにて、私の委員長の職務を終了し、伊藤委員と交代いたします。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

では、続きまして、歳出の５２ページ、５３ページで質疑のある委員の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ないようですので、次、５４ページ、５５ページで質疑のある委員の挙手を求めます。

高橋委員。

高橋哲生委員

選挙なんですけど、これ、市長選挙、参議員選挙、これってもう日程って決まったんですか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼総務課長（檜本雄介君）

総務課長、檜本です。

日程につきましては、選挙管理委員会の専権事項になりますので、今まだ決まっておりません。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

高橋委員。

高橋哲生委員

何かいろいろ新聞見ていると、他の自治体とか結構発表があるんですけど、近々選挙管理委員会が開かれるような予定があるんですかね、どうなんですか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼総務課長（檜本雄介君）

総務課長の檜本です。

今回の選挙に関しましては、参議院選挙の日程と市長選の任期満了日の関係で、調整が必要だ
というふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

他に質疑のある委員の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ないようですので、次 7 2 ページ、7 3 ページ、質疑のある委員の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ないようですので、続きまして、9 0 ページ、9 1 ページで質疑のある委員の挙手を求めます。

浅妻委員。

浅妻奈々子委員

浅妻です。

消防団費についてお伺いします。

消防団の中の女性消防団員の活動についてお伺いいたします。

まず、現在の女性消防団員の人数を教えてくださいませんか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

危機管理課、舟橋でございます。

現在、1 名でございますが、令和 7 年 4 月から、もう 1 名入団する予定でございます。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

浅妻委員。

浅妻奈々子委員

ありがとうございます。

すいません、浅妻です。

次の4月からもう1人入られるということで、その他にもですね、この方以外にも、女性だけでなく興味あるよというような声が、私のところにも届くようになってまいりました。

今の消防団の方針では、清須市の場合、男性団員と同じように、活動ができるようにということで、車両の扱いですとか、放水技術等の訓練をやっているんですけども、それもとて大変なことだとは思いますが、実際に訓練をしている者として、力仕事が多くて、必ずしもちょっと効率的ではない場面もあるのかなと感じております。

愛知県内の他市を見ますと、女性消防団員が火災現場に行くケースというのは、結構非常に少なく、地域での広報活動ですとか、防災の啓発、家具固定の呼びかけなど、女性ならではの活動を行っている事例も多くあります。

また、最近では本市でも、イベント等で啓発活動をしてほしいというようなお声もかかるようになってまいりました。

清須市として、今後、女性消防団員の活動方針をどのように考えているのかお聞かせいただけますでしょうか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

危機管理課、舟橋でございます。

こちらの女性消防団員につきましては、愛知県内では、令和6年4月1日現在で1,033名の方が御活躍をされておまして、火災予防の広報啓発だとか、救命講習を中心に活動を行っておられます。

本市におきましても、このような活躍の場はあるというふうに考えておりますので、女性消防団員の方が活動しやすくなるように、御本人さんとも相談しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

浅妻委員。

浅妻奈々子委員

ありがとうございます。

ぜひ、ちょっと興味があっても、活動内容がはっきりしていなかったりですとか、このまま今のまんま、同じような訓練という形になると、やりたい方もなかなか二の足を踏まれるのかなとか、活動も夜だったりする場合もあるので、そうすると女性は出にくくなると思います。

先ほど家具固定の話出しましたがけれども、今だと個別避難計画をやっていたりですとか、耐震化の啓発とか、そういう市の何て言うんでしょうか、課題とも連携できたりするのかなと思いますので、言っていただいたように、ぜひこれから入ってくる方のお声なんかも聞いて、進めたいと思います。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

他に、このページで質疑のある委員の挙手を求めます。

浅妻委員。

浅妻奈々子委員

浅妻です。

防災対策費、主要施策の272ページです。

総合防災訓練の件でお伺いたします。昨今、各地で災害が相次いでおりまして、地域の防災力を高めることが重要になってきております。また、特に令和7年は、東海豪雨から25年の節目の年でもあり、防災への意識を高める機会になるかなと思います。

総合防災訓練なんですけれども、もちろんみずとぴあでやっている活動もありますが、そのときは各避難所が開設されていると思いますけれども、これ実際市民の皆さん、ほとんど知らないのかな、そのときに避難所が開かれているということがあんまり知らないのかなと思うんですけれども、せっかく開設しているのであれば、避難所に足を運んでいただくような仕掛けをすれば、その日に地区の防災訓練と組み合わせるとか、市民の方が積極的に参加できるような呼びかけや仕掛けをされたらいいんじゃないかなと思うんですけれども、この辺りお考えをお聞かせください。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

こちらの総合防災訓練におきまして、昨年度から五条川防災センターをサテライト会場といたしまして、避難所開設訓練を、災害ボランティア団体の方にも御協力いただきながら実施をして

いるところでございます。

訓練には、市民や学生の方々にも参加していただいておりますけれども、今後も、また拡充を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

浅妻委員。

浅妻奈々子委員

ありがとうございます。

そうですね、昨年も約１００名ぐらいの方がサテライト会場にも来場されたと思うんですけども、各地域で今言われたように、どんどん広めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

他に質疑のある委員の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ないようでしたら、私のほうから質問させていただきますので、副委員長よろしくお願いします。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

副委員長の土本です。

これより、暫時委員長の職務を行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、質疑を受けます。

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

消防団、御存じのようになかなかサラリーマン化しとるとか、定員が埋まらんということが、各地区言われとるわけですけど、これ消防団のほうから、市のほうにお願いというか、要望もされてることもあると思うんですが、私のほうが聞いていますのは、清須市内の企業、もうちょっとお願い回っていただいたらどうだと、消防団がサラリーマン化しとると、昼間どうしても地元にはいないと。そういったときに、清須市内には、優秀な優良な企業がたくさんありますんで、そ

ちらのほうの方にも、応援していただくとありがたいと、こういうお話を聞いてみえるとは思いますが、その辺どのように対応を考えてみえるか。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

舟橋課長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

直接、私、消防団員さんからはお聞きしてないんですが、そういった声があるということは、ちょっと聞きました。

企業さん、例えば、商工会さんだとか、そういったところもあるわけなんですけど、そういったところにも一度ちょっと話をさせていただくとか、そういったことも検討しなければいけないというふうには考えております。

ただ、また消防団員さんのほうも、もちろん昼間の時間帯、少ない時間帯もありまして、また消防団員も消防車1台につき最低4名はそろってから出動するというような、そういった取決めもありますけど、消防団員さんの中でも、いろいろその分団を越えて、例えば人数足りなければ、無線で連絡を取り合って、4名にして出かけるだとか、そういったことも工夫もされておりますので、そういった取組も含めて考えていきたいと思います。

以上でございます。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

今までは、特別な対応はされていなかったということですか。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

舟橋課長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

我々も消防団員さんの訓練をやる機会を最近設けておりまして、そういった中で培われた結果かなというふうに考えております。

以上でございます。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

商工会だけじゃなくて、商工会に入ってみえるんでしょうけど、清須市内には大きな企業もありますんで、従業員多いような会社、昼間働いてみえる工場もあるんで、ぜひともその辺と協力体制を取れるように、検討はもう通り越して、すぐ動いてもらいたいと思いますんで、本当に消防団の方も責任を持ってやってみえるんで、実際出動と言ったときにそろわないと、なかなか苦しい思いをされてみえると思いますんで、早急に動いていただくようによろしくをお願いします。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

以上で、伊藤委員の質疑を終わります。

これにて私の委員長の職務を終了し、伊藤委員と交代いたします。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

続きまして、９２、９３ページで質疑のある委員の挙手を求めます。

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

主要施策の２７６ページの防災備蓄倉庫整備費のところでお伺いをしたいと思います。

これ令和６年度及び令和７年度にかけて２年にわたって行われた事業だと思いますけれども、令和６年度もう間もなく終わりますけど、令和６年度は春日中学校はじめ、７か所、あと１０か所の防災備蓄品を整備するということで、昨年度なっていたと思いますけれども、こちらのほうは、当初の計画どおり整備ができたのか、お尋ねしたいと思います。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

危機管理課、舟橋でございます。

委員おっしゃられましたとおり、令和６年度は、防災備蓄倉庫の整備工事を春日中学校をはじめ、６小中学校及び清洲の市民センターの７か所において行いまして、昨日全箇所終了いたしました。

また、テント等の防災資機材の購入のほうも、同時にやっておるんですけれども、そちらも古城小学校をはじめ、１０か所への納品を行っておりまして、残り新川小学校、桃栄小学校及び清洲市民センターの３か所で、３月２１日に完了予定となっております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

土本です。

今年度の計画どおり、もう間もなく全て完了するということで、今お答えいただきました。

今年度のことで少しお伺いしたいんですけれども、今年度も清洲小学校をはじめとして、何か所か整備されるということで、この主要施策のほうにも書かれていますけれども、この支出科目のこの需用費のところ、携帯トイレとありますけれども、これは、大体どれぐらい整備される予定でしょうか。分かれば。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

危機管理課、舟橋でございます。

携帯トイレですけれども、令和6年度に1万800個、令和7年度に1万800個、整備する予定です。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

土本です。

この携帯トイレというのは、もう非常に大事であって、もちろん自分で用意するのが前提ですけれども、着のみ着のまま避難所へ行かれた方なんかだと、もうこういうのも持たずに行かれる可能性もありますし、この議会でも、一般質問でもたくさんの方、防災に関することもおっしゃっていましたし、去年の8月に南海トラフの臨時情報が出た時点で、皆さんお水とか食べるものはすごく購入をされて、お店から物がなくなるぐらい、皆さんお家へ買われたりとか、買えなかった方もいらっしゃると思うんですけれども、かなりの方、お水とか食料品は備蓄をかなりされたと思うんですけれども、この携帯トイレに関しては、なかなかやっぱり、スーパーに置いてあるところの中にはあるかもしれないですけど、これってホームセンターとか、ちょっとまた違う店に行かないと、今100円ショップでも買えますけれども、なかなか購入ができないものなんですけれども、実際におうちで購入していただくように、もちろん啓発はお願いしたいとこ

なんですけれども、実際、災害があって、避難所でこの携帯トイレを使うときって、思ったより簡単に使えそうで、なかなか使えないというのも、現状出てくると思うんですけど、この使い方を知っている方がたくさんいると、やっぱり避難所に避難してきた人に、いろんな人に教えてあげれると思うんですけども、そういった使い方じゃないですけども、こうやって備蓄もしてほしいし、使い方の教えてあげれる方を増やしていくことに関して、他の機材もそうですけれども、そういったことに関して、課長としては、ちょっとどのように考えてみえるかなと思ひまして、お聞きしたいと思います。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

危機管理課、舟橋でございます。

委員も御存じのとおり、地域防災リーダー養成講座という地域での防災活動に携わる方の人材育成ということを進めてきているわけなんですけど、我々の課題としては、実際、自主防災本部長なども務めてみえる方も見えるんですが、なかなか携わっていただけない方も見えるということで、そういった方をうまく使って、いろんなそういった指導も含めて、できるような方法を今検討しているところでございます。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

土本です。

こういったことを教える人材も非常に大事だと思いますので、一度覚えてしまえばできることでもありますので、その辺りもしっかりこの地域防災リーダーの研修も今年度も予定されておられますので、そういったこともまた新しい試みかなと思いますので、ぜひそういった講座にも取り入れていただきたいなと思います。

続けてよろしいでしょうか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

はい、土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

次の２７７ページの防災行政無線費のところ、今年度新しく計上されている予算ですけれども、ちょっとこのことで何点かお伺いしたいと思うんですけれども、事業の目的とか、どうしてこれが必要なのかというのは、ここに書いてあるとおりでと思うんですけど、もう少し詳しく御説明いただければと思います。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

危機管理課、舟橋でございます。

まず、この防災行政無線同報系・移動系更新工事につきましてということでございますが、現在のこの防災行政無線設備の導入から２０年弱が経過しておりまして、放送を行う際の主要設備である操作卓だとか、遠隔制御装置などの既設機種が、生産かつ保守期間も終了している状況でございます。また、部品なども生産が終了し限りがありまして、今後必ずしも修理が可能でない状況であるものですから、設備の更新を行うことが必要となるというものでございます。

また、この既存の同報系・移動系無線の主たる装置というのは、市役所南館に設置されておりまして、市役所南館の改修工事に併せて、免震構造により耐震性の高い北館の３階防災無線室などへの移設を行うこととし、無線設備の移設更新工事を実施するものでございます。

あと、これまでこの防災行政無線で流す放送内容を、すぐメールなどでお知らせする場合は、この無線側、すぐメール側、それぞれで操作をして、情報を流しておりましたけれども、今回この更新工事をやることによって、一つの操作で無線放送やメール、LINEなどを連携させて、一括配信ができるようになるという、そういったものでございます。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

ありがとうございます。

これをやることによって、住民の方へもより早く情報が届くということは、今のお話で分かりましたし、この工事をします、防災無線を更新しますという、こういう住民の方への周知というのは、今後どのように行われていかれる予定ですか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

令和7年度については、どちらかと言いますと、こちらの施設内のほうの工事になりまして、令和8年度以降は、実はこの屋外子局、拡声機ですね、スピーカーとかがある、そちらのほうの更新をしていく予定でございますので、恐らくそのタイミングかなというふうに考えております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

土本です。

令和8年の工事のときには、何か広報か何かホームページとかでお知らせするということがあったでしょうか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

はい、そのとおりでございます。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

土本です。

例えば、工事中ですけれども、防災無線が何かあったときに使えなくなるということはないでしょうか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

こちらでも段階的にやっていきますので、もちろんその工事やっているときは使えないところがあるかもしれませんが、その影響をなるべく少なくするような工夫をして、進めていきたいと思っております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

何かあってはいけませんけれども、ちょっと工事中、何かあって聞こえないということはちょっと心配でしたのでお聞きしました。これ愛知県が一括発注し、というふうになっていますけれども、この予算額のところを見ると愛知県が一括発注と書いてあったので、愛知県から何かお金を、補助金か何かがつくのかなと思っていたんですけれども、これ一般財源と地方債で1億5,000万円ほど財源を組み立てられていますけれども、これはもう全部市のほうで持ち出すということでしょうか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

今委員おっしゃられているのは、次世代高度情報通信ネットワーク市町村等設備整備事業の関係だと思うんですけれども、こちらのほうは、整備は県下全体、県市町村防災関係機関など県下全体で行います。

全体の整備事業費は約92億円、そのうち県が約72億円で、市町村等が約20億円となります。おっしゃられるように整備工事の契約は県が一括して行いまして、市町村は県へ工事負担金を支払う形になりまして、令和7年度は出来高の70%、令和8年度は出来高の30%を支払うという形になりまして、令和7年度は1,593万円ほどの負担金が清須市から払われるという形になります。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

土本です。

分かりました。発注と書いてあったので、注文をして、県のほうが負担をしていただけるのかなと勝手に思っていたんですけど、ちょっとそういうわけではなさそうということはよく分かりましたので、ありがとうございます。

一点関連で、ちょっとお聞きしたいのが、先ほどこういった新しく無線の整備をすることによって、すぐメールも今まで無線とメールは別々で行っていたということでありましたけれども、この防災無線がちょっといまいち聞こえにくいお宅もありまして、聞こえない場合は、電話をかけて聞けるときもありますし、あとはすぐメールに登録するといいいですよということは、もちろん案内はしているんですけども、この今、すぐメールというのは、今どれぐらいの方が登録をされていますか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

すぐメールの登録者数でございますが、3月10日時点で1万3,789名です。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

ありがとうございます。

これがちょっと多いのかどうか、ちょっと分かんないですけど、危機管理課さんとしては、この数字はどのように、もう少し増やしたいなとか、ここまでは持っていきたいなというのは、具体的には、ありましたら教えてください。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

危機管理課、舟橋でございます。

一応こういったサービスを受けている自治体の方だとか、業者の方に聞きますと、大体人口の10%ぐらいが大体一般的だと言われてますが、本市は20%近くありますので、まだ頑張っているのかなというふうに思いますし、これも昨年の同時期からも700件ほど増えておりますので、今後もこういった取組、周知啓発というのは続けていきたいと考えております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

土本です。

危機管理課から来るメールだったり、先ほども特殊詐欺のメールもあって、火事の連絡とかもあったりしますので、より多くの方がこのメールでも受け取れるように、啓発をしていくのも大事かと思いますので、引き続き20%、うちの割合はわりといいほうだと思いますけど、それをさらに上を目指して、また啓発をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

他にこのページで質疑のある委員の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ないようですので、私のほうから質問させていただきますので、副委員長よろしく願いいたします。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

副委員長の土本です。

これより、暫時委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑を受けます。

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

すいません。

今、土本委員からもありましたけど、防災の備蓄倉庫の整備費というところで、概要の276ページ、こちらのほうでお伺いしたいと思います。

これ今年度、昨日までですか、終わられたということなんですが、これどういう順番でやられたのかちょっと分かりませんが、私が勝手に思ったのは、災害想定の高いところから始めたのかなと、そのように思ったわけです。

で、それは何だと言いますと、ご存じのようにハザードマップ作って見えて、一番、災害、水害で言えば、想定の高いというのは、庄内川に近いところということになっているわけですが、これありがたいことに本当に、体育館に全部エアコンつけていただいて、発電機も用意していただいた。ただ一つ残念なのは、体育館は、東海豪雨の折には、西枇杷島の3校は全て水につかっ

てるという中で、このような避難所の設備をされたというのは、これは多分、水位が低いときの地震対策用の避難所だなど、そういうふうに感じるわけですね、当然。西枇杷の小学校の体育館も、中学校も古城小もそうですけど、体育館30センチ以上は浸水しておりますので床上。

で、それは当然ご存じだとは思いますが、そういった中で、避難所として体育館をなぜ、実際、水害になったら多分教室の2階3階を使うということになると思うんですけど、それにというのは、大変重要なことになってくると。

そういった中で、備蓄倉庫はどのような設計を変えられていくのか、どのようにその辺のことを加味した設計を考えてみえるのか、というのをお聞かせ願いたいと思います。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

舟橋課長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

まず、今回の備蓄倉庫の更新ですけれども、老朽化が著しいというところで、まずは、その刷新といいますか、それを優先ということで今回やらせていただきました。

以上でございます。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

来年度から始まる備蓄倉庫の整備というところでは、これから、言い方悪いですけど、だんだんだんだん水位が深いところに行くような備蓄倉庫が増えてくるので、その辺をどのような、今までの古いところをただ新しくしただけですよというところと、今後どのような工夫をされて設計されていかれるのかというのをお聞きしたいんですが。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

舟橋課長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

確かにその水位が高いところだとか、そういった浸水想定も出ておりますので、そちらについては、また後の設計事業者と相談しながら、協議しながら進めていきたいと思います。

以上でございます。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

現時点では、まだその協議も始まっていないと。前年度からこれ始まっとるわけなので、この事業自体が。その時点では、これからやる２期工事といいますか、そちらの分については、まだ検討はこれからですよということですか。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

舟橋課長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

母体のものはできておりますが、そういった改善点が、もし予算内でできるのであれば、またそういったことも考えていきたいと思います。

以上でございます。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

あのね、予算決めてから内容を決めるんじゃないと思うんですわ。その地域に必要なに応じたものを整備するに当たって予算を組むということは当然思うんですよ。

それが今の話ですと、予算ありきでスタートしていますから、予算内でしかできませんよと。その中で、あ、そうですね、そう言われれば、庄内川が決壊したら４ｍつかるんですよ。ああ、そんなことも検討しませんでしたという話に聞こえちゃうんですけど、よろしいです、それで。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

舟橋課長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

すいません。老朽化が著しかったのでというところがどうしても優先してしまいまして、そういった形で設計をさせていただいております。

以上でございます。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

現時点で終わっているところは、私の見解から言えば、先ほど申したように、水害時の水位が低いだろうという想定の中で行われておるというふうに、僕は理解しとるんですけど、今後も老

朽化だけでやるということでは、何か危機管理課、危機管理部ですか、何か名前とやっている内容が全くもう違うような気がするんですけど、危機管理というのは、やっぱり想定をどこに持っていくかということ、ある程度の危機に対しての想定じゃないんですかね、これ。平常時の老朽化したものを、腐っていたのを直しましたよと。いやいや、災害時に使える備蓄倉庫にしてもらわな、これ意味がないですよ、これ。それじゃあ、災害をどこで想定してるかということ、それは極端に災害、地震もありの水害までという、大変な予算になってしまうんで、その辺というのは難しいかも分かりませんが、最低でも、本当に東海豪雨から今年２５年ということで、いろんな活動も市民の中でもされておる。そういった中で、残念ながら体育館にはエアコンついて、皆さん喜んで見えますよ、これ。本当に地域の方も、子どもたちも、皆さん喜んで見えるんですけど、避難所としてエアコンをつけたのであれば、じゃあ、そこに対する備蓄倉庫をどうするんだ、でも体育館持ち上げるわけにいかないので、その辺はちょっと考えながら教室も使えるようにしておきますと。そら、発電機がまさか水につかるところに作ってあるなんて、市民の人は思っていませんよね、これ。今現時点、多分東海豪雨の水位で発電機に、西枇杷島地内で動く発電機ありませんわ。これがもう過去進んできちゃったんだよね。

今回、新たに、来年度から予算組みして備蓄倉庫やっていくんですよと言うなら、僕はね、今年度予算がこれだけしかありませんというなら、１年延ばしてもらってもいいですよ、これ。

やっぱり見合うものにしてもらわんと、いざというとき困りますよ、これ。だって、今年はもう予算決まっているんでやれる範囲でしかやりませんと。いや、やってしまったら、もうやらないでしょう、これ、その後。

もしも、その想定はしていなかったというなら、これから、もう一度想定を見直して、やっていただくべきだと思いますんで、その辺の事どうですかね。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

舟橋課長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

ちょっと、また協議をさせていただきます。

以上です。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

それですね、これ備蓄倉庫が整備終わったところが8か所あるということなんですけど、これ備蓄倉庫の中にこちらに書いてありますように、簡易ベッドとかいろんなものが用意されとるといった中で、これを開設するというのは、どちらの方がやられるんです、これ。避難所の開設は。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

舟橋課長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

基本的には、職員も避難所配備班というのがおりますが、それだけではできませんので、地元の自主防災会とかそういった方にお手伝いをしていただくような形になります。

以上でございます。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当然そういう形になるということなんですけど、これは本当に、清須の市民の方、その防災に関しても一生懸命活動している方が大勢見えて、もう本当に市から依頼があるのを待っとるぐらいだと思うんですね。

そういった中で、そういうマニュアルというのは作られてるんですかね。

今後でもいいんですけど、例えば、ブロックの自主防にお願いするんだとか、地域のそういうNPOとは言わないですけど、ボランティア団体にお願いするんだとか、そういうことというののある程度マニュアルというのは作られているのかな。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

舟橋課長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

避難所運営マニュアルというのがございますので、それは、自主防災会本部長会とか、そういったところでも一応毎年お渡ししているところでございます。

以上でございます。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

自主防のほうにもお願いしていかなあかんというのは分かるんですけど、ただ難しいのは、あるブロックは、地域の人が、3か所の避難所それぞれに近い避難所があって、自主防という組織で一つの避難所の運営とか、そこに避難するっていう想定が考えられんですわ。

そういうところもあるということも踏まえながら、今後せっかく備蓄倉庫を整備されていくんで、いい形になるようにお願いしたいというのと、もう一つ、中の備品というのも、最近の報道と避難所を見てますと、昔はダンボールの間仕切りだとか、僕たちも訓練でよく使わせていただいたんですけど、それではとてもじゃない、手間かかるし、作るたびにガムテープで直しとるというような形で、プライベートの確保もできんと。

今は何ですか、ワンタッチテントと言うか、ポップアップテント言うんですか、それが避難所では、当然のように準備されつつあり、価格も結構安いんですよあれ。1万円台でも4人ぐらい入れるものもあるし、中には簡易的な鍵もつけれるので、プライベートとかある程度のものも守れるというものも、当然のように、今、自治体のほうも準備しているようですので、今まで、今年度まで、このようなものでそろえたから、同じものでやらなあかんということはないんで、いい知恵で、限られた予算の中で、考えていただきたいと、そのように思いますんで、もしそれについて御意見があればお伺いします。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

舟橋課長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

今回、令和6年度、令和7年度のこの購入につきましても、そういった間仕切りテントだとか、もちろん、数はまだまだ足りませんが、そういったものも購入しておりますので、そういった必要なものを積み重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

この件についてはこれで結構ですが、その下の防災行政無線、今回、老朽化による整備と県のものということですが、これ、防災行政無線の平常時の利用というところでお伺いしたいんですが、私が、これできました頃に、行政のほうから説明を受けたときには、平常時、地域のコミュニティにも使っていただいて結構ですよということで、町内会長かな、ブロック長がボックスの

鍵をいただいて、そこで操作して音が出せるというような設備になっているんですが、それは今でもそのような使い方というのは、指導してみえるのか。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

舟橋課長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

それは変わりません。

以上でございます。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

せっかく今回整備されるなら、一つお願いがあるんですけど、私どもの地域、防災無線の棟が何棟か立っておりますが、地域に向かってスピーカーが向いてるのは一つもないんですわ。隣のブロックにスピーカー向いとるんですわ。

前も、イベントやって、急に中止になったらどうしようとか、あれ使えるんじゃない、でも、地域内で預かっておる鍵のところでは、ブロックの外に向かうスピーカーばかりで、中に向かうスピーカーないんで、その辺も一緒に見直して、今回の更新工事でやれる範囲でやっていただきたいと思いますんで、それについて御意見があれば、ぜひとも前向きにやるということだね。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

舟橋課長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

こちらについては、また設計というものがあると思いますので、そういった中で検討していきたいと思います。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

よろしくお願いします。結構です。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

以上で、伊藤委員の質疑を終わります。

これにて、私の委員長の職務を終了し、伊藤委員と交代いたします。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

続きまして、１０６ページ、１０７ページで質疑のある委員の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第１号「令和７年度清須市一般会計予算案」総務常任委員会所管分について採決をいたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙 手 多 数 >

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ありがとうございます。賛成多数でございます。

よって、議案第１号「令和７年度清須市一般会計予算案」総務常任委員会所管分については、原案のとおり可決するものと決しました。

つぎに、議案第１３号「清須市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

総務部次長兼総務課長（檜本雄介君）

総務課、檜本です。

議案第１３号について御説明いたします。

それでは、moreNOTE設定を２画面表示にさせていただきまして、市長提出議案等の５３ページと、説明資料の１８ページを御用意ください。

議案の５３ページです。

議案第１３号、清須市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和７年２月２１日提出

清須市長、永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、刑法の一部改正による懲役及び禁錮の廃止並びに拘禁刑の創設に伴い、規定を整理する必要があるからです。

５４ページを御覧ください。

清須市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

清須市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

この条例の改正案では、全部で八つの条例をまとめて一部改正することになります。

説明資料の１８ページを御覧ください。

三つ目の丸になります。

懲役及び禁錮の廃止並びに拘禁刑の創設に伴い、規定を整備するものです。

令和７年６月１日に施行される一部改正刑法は、受刑者の特性に応じた改善更生及び再犯防止を図る観点から、懲役及び禁錮を新たな拘禁刑として単一化し、より柔軟な処遇の実施を可能にしようとする内容となっております。

したがって、清須市の条例の中で、罰則及び欠格条項として、懲役、禁錮または振り仮名付きの禁錮を規定している八つの条例について、第１条から第４条で、それぞれ懲役、禁錮または振り仮名付きの禁錮を拘禁刑に改めるものです。

議案の５４ページにお戻りください。

第１条の改正は、清須市職員の給与に関する条例の一部改正で、禁錮または振り仮名付きの禁錮を拘禁刑に改めるものです。

第２条の改正は、二つの条例の一部改正で、清須市消防団条例及び清須市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正で、禁錮を拘禁刑に改めるものです。

第３条の改正は、清須市表彰条例で、振り仮名付きの禁錮を拘禁刑に改めるものです。

第４条は、四つの条例になります。

清須市行政不服審査会設置条例、清須市個人情報の保護に関する法律施行条例、清須市情報公開・個人情報保護審査会条例、清須市議会の個人情報の保護に関する条例、これらの一部改正で懲役を拘禁刑に改めるものです。

附則です。

５５ページを御覧ください。

第１項は、施行期日です。この条例は令和７年６月１日から施行する。

第２項から第５項は、それぞれ経過措置の規定です。

議案第１３号の説明は以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ただいま説明がありました。

この件につきまして質疑のある委員の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

質疑もないようですので、これで質疑を終結し、議案第１３号「清須市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。よって、議案第１３号「清須市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」は、原案のとおり可決するものと決しました。

つぎに、議案第１４号「清須市非常勤消防団に関わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

当局。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

危機管理課長の舟橋でございます。

それでは、令和７年３月、清須市議会定例会市長提出議案等の５７ページと市長提出議案等説明資料の１９ページを御覧ください。

議案第１４号について説明します。

議案第１４号、清須市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和７年２月２１日提出

清須市長、永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員の退職報償金に係る勤務年数区分に新たな区分を追加する必要があるからです。

提出議案等の５８ページを御覧ください。

清須市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案

清須市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

清須市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

主な内容を御説明いたします。

説明資料の１９ページを御覧ください。

このたび、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令について、消防団員におけるシニア層の活躍を推進する観点から、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の区分に新たに３５年以上の区分を追加するため、一部改正を行い、令和７年４月１日に施行することとしております。

本市もこれに伴い、清須市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を改正するものです。

説明資料の三つ目の丸印を御覧ください。

勤務年数区分の追加といたしまして、（１）の勤務年数区分の表の現行３０年以上を３０年以上３５年未満に改めるとともに、３５年以上の区分を新たに追加します。

また、（２）の勤務年数３５年以上の非常勤消防団員に支給する退職報償金の額は、表のとおりとなります。

つぎに、再度、提出議案等の５８ページを御覧ください。

表の下にある附則についてです。

第１項、この条例は令和７年４月１日から施行します。

第２項、改正後の別表の規定は、この条例の施行日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によります。

議案第１４号の説明は以上となります。

御審査のほどよろしく願いいたします。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

質疑もないようでありますので、これで質疑を終結し、議案第１４号「清須市非常勤消防団に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

＜ 挙 手 全 員 ＞

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第１４号「清須市非常勤消防団に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案」は、原案のとおり可決するものと決しました。

つぎに、議案第２３号「令和６年度清須市一般会計補正予算（第７号）案」は、総務部及び危機管理部所管分を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

当局。

財政課長（服部浩之君）

財政課長、服部です。

議案第２３号について、総務部及び危機管理部の所管分を一括して御説明します。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を１画面表示にさせていただき、令和６年度一般会計特別会計補正予算書及び説明書の１０ページ、１１ページを御覧ください。

歳入です。

２款の地方譲与税と５款から７款までの地方税交付金は、今年度の収入状況や愛知県から示された県税交付金見通しなどから決算見込額を推計し、それぞれ所要額を補正するものです。

２款地方譲与税、２項自動車重量譲与税、１目自動車重量譲与税、補正額１，０００万円の減額、１節自動車重量譲与税です。

５款株式等譲渡所得割交付金、１項株式等譲渡所得割交付金、１目株式等譲渡所得割交付金、補正額４，０００万円の増額、１節株式等譲渡所得割交付金です。

６款法人事業税交付金、１項法人事業税交付金、１目法人事業税交付金、補正額８，０００万円の増額、１節法人事業税交付金です。

７款地方消費税交付金、１項地方消費税交付金、１目地方消費税交付金、補正額１億円の増額、１節地方消費税交付金です。

１１款地方交付税、１項地方交付税、１目地方交付税、補正額３億２，６９９万３，０００円

の増額、1節地方交付税です。普通交付税の再算定の結果、増額配分となったものです。

12ページ、13ページを御覧ください。

3段目、16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、補正額1,434万4,000円の増額、1節総務管理費補助金です。説明欄を御覧いただき、元気な愛知の市町村づくり補助金の増額です。

3項県委託金、1目総務費委託金、補正額568万1,000円の減額、3節選挙費委託金です。説明欄を御覧いただき、衆議院議員総選挙事務委託金の減額です。

14ページ、15ページを御覧ください。

2段目、19款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、補正額1億3,000万円の減額、1節基金繰入金のうち、説明欄を御覧いただき、庁舎整備基金繰入金8,000万円の減額です。

一段飛んで、21款諸収入、5項雑入、2目雑入、補正額1億691万7,000円の減額のうち、1節市町村振興協会交付金662万4,000円の減額で、説明欄を御覧いただき、市町村振興協会基金交付金339万4,000円の減額と市町村振興協会新宝くじ交付金323万円の減額です。

その下、2節総務費雑入100万円の減額で、説明欄を御覧いただき、自治総合センター助成金の減額です。2節下の8節消防費雑入149万9,000円の減額で、説明欄を御覧いただき、消防団員退職報償金の減額です。

歳入は以上です。

続いて、歳出です。

18ページ、19ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、補正額4億5,225万1,000円の増額、1節報酬から24節積立金までです。説明欄を御覧いただき、財産管理費186万8,000円の減額、庁舎費9,100万円の減額及び基金管理費5億4,457万5,000円の増額です。基金管理費については、各基金の運用利子等を積み立てる他、今後の財政事情を考慮し、減債基金に1億2,566万4,000円、都市計画施設基金に3億円、義務教育施設整備基金に1億円の元金をそれぞれ積み立てます。

20ページ、21ページを御覧ください。

9目自治コミュニティ振興費、補正額452万4,000円の減額、18節負担金、補助及び

交付金です。説明欄を御覧いただき、コミュニティ施設費の減額です。

10目交通防犯対策費、補正額29万3,000円の増額、1節報酬と14節工事請負費です。説明欄を御覧いただき、交通安全対策費50万円の減額です。

2項徴税费、1目税務総務費、補正額870万5,000円の増額、1節報酬から4節共済費までです。

2目賦課徴収費、補正額216万5,000円の減額、12節委託料と18節負担金、補助及び交付金です。説明欄を御覧いただき、市税課税費105万円の減額と、市税等収納費111万5,000円の減額です。

22ページ、23ページを御覧ください。

4項選挙費、3目衆議院議員総選挙費補正額568万1,000円の減額、1節報酬から13節使用料及び賃借料までです。

30ページ、31ページを御覧ください。

3段目、9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、補正額281万2,000円の減額、1節報酬から7節報償費までです。説明欄を御覧いただき、消防団費463万5,000円の減額です。

32ページ、33ページを御覧ください。

3目消防施設費、補正額180万4,000円の減額、14節工事請負費です。説明欄を御覧いただき、消防施設費の減額です。

4目防災対策費、補正額537万円の減額、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までです。説明欄を御覧いただき、防災対策費194万8,000円の減額と、五条川防災センター費395万7,000円の減額です。

36ページ、37ページを御覧ください。

2段目、11款公債費、1項公債費、1目元金、補正額3,599万6,000円の減額、22節償還金、利子及び割引料です。

2目利子、補正額1,869万5,000円の減額、22節償還金、利子及び割引料です。

総務部及び危機管理部所管分の説明は以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方委員は挙手をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

質疑もないようですので、これで質疑を終結し、議案第２３号「令和６年度清須市一般会計補正予算（第７号）案」総務常任委員会所管分を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第２３号「令和６年度清須市一般会計補正予算（第７号）案」総務常任委員会所管分は原案のとおり可決するものと決しました。

つぎに、議案第２９号「清須市消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

当局。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

危機管理課長の舟橋でございます。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を２画面表示にさせていただきまして、令和７年３月清須市議会定例会市長提出議案追加提案の１ページと市長提出議案説明資料追加提案の１ページを御覧ください。

議案第２９号について説明します。

議案第２９号、清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和７年３月３日提出

清須市長、永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償の補償基礎額及び補償基礎額の加算額の改定を行う必要があるからです。

提出議案の２ページを御覧ください。

清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

主な内容を御説明いたします。

説明資料の１ページを御覧ください。

国は、最近の社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令を一部改正し、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償の補償基礎額及び補償基礎額の加算額の改定を行い、令和７年４月１日に施行することとしております。

本市もそれに伴い、清須市消防団員等公務災害補償条例を改正するものです。

三つ目の丸印の補償基礎額の改定を御覧ください。

（１）の非常勤消防団員または非常勤水防団員の補償基礎額及び、（２）の消防作業従事者等の補償基礎額につきましては、表のとおり金額の引上げを行い、（３）の扶養親族がある場合の補償基礎額に加算する額につきましては、配偶者のみ減額となっていますが、これは、国が少子化対策により配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を増額していく影響によるものです。

つぎに、再度、提出議案の２ページを御覧ください。

下段にあります附則についてです。

第１項、この条例は、令和７年４月１日から施行します。

第２項は、補償基礎額の改定に当たり、損害補償、傷病補償年金等の支給に関して、必要となる経過措置となります。

議案第２９号の説明は以上となります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

御苦労さまです。

以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

質疑もないようでありますので、これで質疑を終結し、議案第２９号「清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。よって、議案第２９号「清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」は、原案のとおり可決するものと決しました。

つぎに、議案第３２号「令和６年度清須市一般会計補正予算（第８号）案」、総務部及び危機管理部所管分を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

当局。

財政課長（服部浩之君）

財政課長、服部です。

議案第３２号について、総務部所管分を御説明いたします。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を１画面表示にさせていただき、令和６年度一般会計補正予算書及び説明書（追加提案）の８ページ、９ページを御覧ください。

歳入です。

１９款繰入金、２項基金繰入金、１目基金繰入金、補正額５０万円の増額、１節基金繰入金です。説明欄を御覧いただいて、財政調整基金繰入金の増額です。本補正後の現在高は２４億１，８１３万２，０００円です。

総務部所管分の説明は以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

質疑もないようでありますので、これで質疑を終結し、議案第３２号「令和６年度清須市一般会計補正予算（第８号）案」総務常任委員会所管分を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。よって、議案第 3 2 号「令和 6 年度清須市一般会計補正予算（第 8 号）案」総務常任委員会所管分は原案のとおり可決するものと決しました。

ここで、15 分の休憩を取りたいと思います。55 分再開をお願いいたします。

（ 時に午後 3 時 4 1 分 休憩 ）

（ 時に午後 3 時 5 5 分 再開 ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

つぎに、発議第 1 号「清須市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

審査を行うに当たり、清須市議会会議規則第 109 条第 1 項の規定により、提出者である林議員の当委員会への出席を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

異議なしと認め、提出者であります林議員の委員会出席を求めます。

提出者である林議員は、発言席への移動をお願いいたします。

本会議におきまして、提出者であります林議員から、既に朗読説明が行われているため、当委員会での説明は省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

異議なしと認め、説明は省略することにいたします。

それでは、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（ 「なし」の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

質疑もないようですので、これで質疑を終結したいと思います。

林議員には、お忙しいところ、当委員会に出席していただきありがとうございました。

退席をお願いいたします。

それでは、発議第1号「清須市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

＜ 挙 手 全 員 ＞

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。よって、発議第1号「清須市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案」は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後になります。請願第1号「愛知県議会議員選挙の選挙区に関する請願書」を議題といたします。

審査を行うに当たり、清須市議会会議規則第131条第1項の規定により、紹介議員である松岡議員の当委員会への出席を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

異議なしと認め、紹介議員である松岡議員の委員会への出席を求めます。

松岡議員、発言席への移動をお願いいたします。

本会議におきまして、紹介議員であります松岡議員から、既に朗読説明が行われているため、当委員会での説明は省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

異議なしと認め、説明は省略することといたします。

それでは、これより質疑を行います。

請願第1号の内容について疑義のある方は、紹介議員の松岡議員に対し、質疑をお願いいたします。

浅妻委員。

浅妻奈々子委員

浅妻です。

請願の内容の中に、愛知県下唯一の特例区と書かれているんですけども、この内容の説明を

いただいてもよろしいでしょうか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

松岡議員。

松岡繁知議員

それでは説明をさせていただきます。

まずは、公職選挙法についてお伝えをさせていただきますと、公職選挙法第15条第1項において、都道府県の議会の議員の選挙区は、①1の市の区域、②1の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域、③または隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定めるとあります。

そして、愛知県の条例を見ますと、愛知県55選挙区の中において、本市の選挙区のみ2市1町の選挙区となっており、この状態は西春日井郡旧7町時のままであり、また、この本市が市制が誕生した約20年間、同様な状態と言えるため、特例区という言葉に当てはまるのではないかと理解しております。

また、請願書の中にも書かれておりますように、令和4年12月28日の公職選挙法一部の改正により、衆議院小選挙区の変更がされたこともあり、選挙区設定の考慮事項で示されている公職選挙法第15条第7項にある選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院小選挙区、市政、交通等の事情を総合的に考慮して、合理的に行わなければならないとも示されております。それが特例区という言葉の意味になります。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ほかに質疑のある委員の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

松岡議員は、大変お忙しいところ当委員会に出席していただき、ありがとうございました。

控えていただきますようお願いいたします。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

すいません、ここで、退席をさせていただきます。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

松川委員。

松川秀康委員

私も同様に退席させていただきます。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ただいま土本委員と松川委員が退席されましたので、現在の出席委員数は５名であります。

それでは、請願第１号「愛知県会議員選挙の選挙区に関する請願」を採決いたします。

請願第１号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

＜ 挙 手 多 数 ＞

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ありがとうございます。

賛成多数でございます。よって、請願第１号「愛知県会議員選挙の選挙区に関する請願」は、採択すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会に付託されました事件についての審査は終了いたしました。

これにより３月１３日に予定されておりました総務常任委員会は開催しないことに御異議ございませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

異議なしと認め、明日３月１３日の総務常任委員会は開催しないことといたします。

なお、従来どおり常任委員会の閉会中の継続審査を議長に申し出ることに御異議ございませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

異議なしと認め、閉会中の継続審査の申出書を議長に提出いたします。

また、委員長報告書の作成や、委員長報告の内容等につきましては、委員長に一任していただくことに御異議ございませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

異議なしと認め、そのように決定をいたします。

これもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

長時間にわたり大変御苦勞さまでございました。

(時に午後 4 時 0 3 分 閉会)

清須市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

令和 7 年 3 月 12 日

総務常任委員会委員長 伊 藤 嘉 起